

(案)

# 地域森林計画書

(富士川上流森林計画区)

自 平成29年 4月 1日

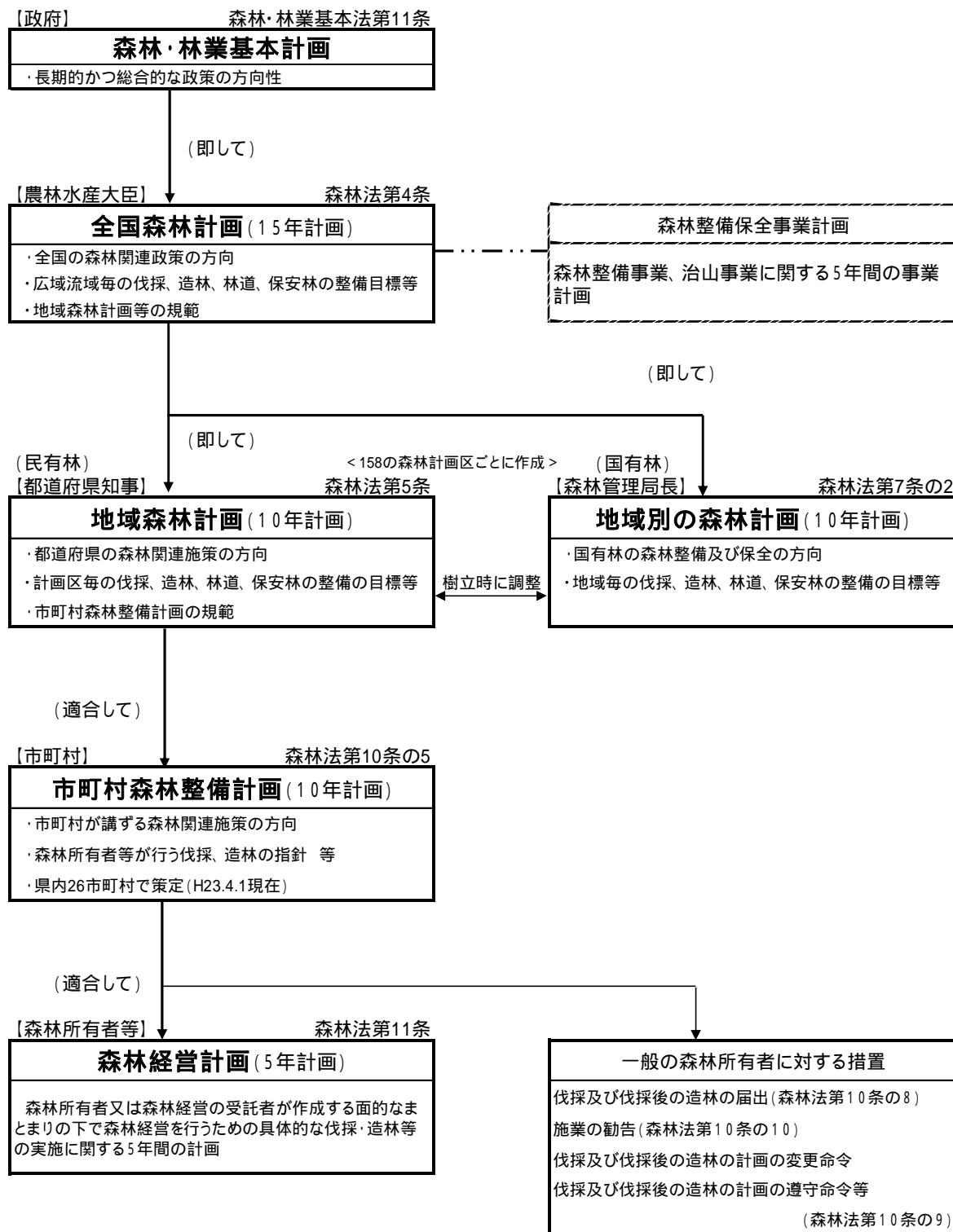
計画期間

至 平成39年 3月31日

山 梨 県



## 森林計画制度の体系図



森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

## 富士川上流地域森林計画区位置図



# 目

# 次

## I 計画の大綱

(計画の目的)	1
---------	---

### 第1 森林計画区の概況

1 位置及び面積	2
2 自然的背景	4
3 社会的経済的背景	6
4 計画区内森林の現況	8
5 その他(計画区内における最近の動向)	13

### 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

1 伐採立木材積	14
2 間伐面積	14
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	15
4 林道の開設及び拡張の数量	15
5 保安施設の整備	15
6 要整備森林の施業の区分別面積	16

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	17
2 森林の整備に関する事項	17
3 森林の保全に関する事項	18

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積	20
2 地域森林計画対象森林の選定	21

### 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項	23
(1) 森林の整備及び保全の目標	23
(2) 森林整備・保全の基本指針	25
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	28
2 その他必要な事項	30

### 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	31
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	31
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	34
(3) その他必要な事項	35
2 造林に関する事項	39
(1) 人工造林に関する指針	39
(2) 天然更新に関する指針	40
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	41
3 間伐及び保育に関する基本的事項	42
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	42
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	43
(3) その他必要な事項	44
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	45
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	45
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	48
(3) その他必要な事項	49
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	50
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	50
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	50
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	51
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	51
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	51
(6) その他必要な事項	51

<b>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</b>	<b>52</b>
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	52
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	53
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	54
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	57
(5) その他必要な事項	58

#### **第4 森林の保全に関する事項**

<b>1 森林の土地の保全に関する事項</b>	<b>59</b>
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	59
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	59
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	59
(4) その他必要な事項	59
<b>2 保安施設に関する事項</b>	<b>62</b>
(1) 保安林の整備に関する方針	62
(2) 保安施設地区に関する方針	62
(3) 治山事業に関する方針	62
(4) 特定保安林の整備に関する事項	63
(5) その他必要な事項	64
<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>64</b>
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該基内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	64
(2) その他必要な事項	65
<b>4 森林の病害虫の駆除及び予防の方法その他森林の保護に関する事項</b>	<b>65</b>
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	65
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	65
(3) 林野火災の予防の方針	65
(4) その他必要な事項	66

#### **第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項**

<b>1 保健機能森林の区域の基準</b>	<b>67</b>
<b>2 その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>67</b>

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	67
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	68
(3) その他必要な事項	68

## 第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	69
2 間伐面積	69
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	69
4 林道の開設及び拡張に関する計画	69
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	80
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	80
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	83
(3) 実施すべき治山事業の数量	84
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	84

## 第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	85
------------------------------------	----

(注)本文中の森林面積に関するデータは、記載がない限り平成28年10月1日現在の森林簿の値としている。

# I 計画の大綱

## (計画の目的)

本計画は、平成28年5月24日閣議決定された全国森林計画の実効を確保するため、同計画に即して、地域的な特性に応じた伐採、造林、林道、保安林等の整備の目標を定め、平成27年12月に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」の実現に向けた森林資源の利活用の指針として活用を図るとともに、各市町村で策定する市町村森林整備計画の規範を示すことを目的に策定するものである。

計画の期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間とする。

計画区の衛星写真



©日本スペースイメージング(株)

## 第1 森林計画区の概況

### 1 位置及び面積

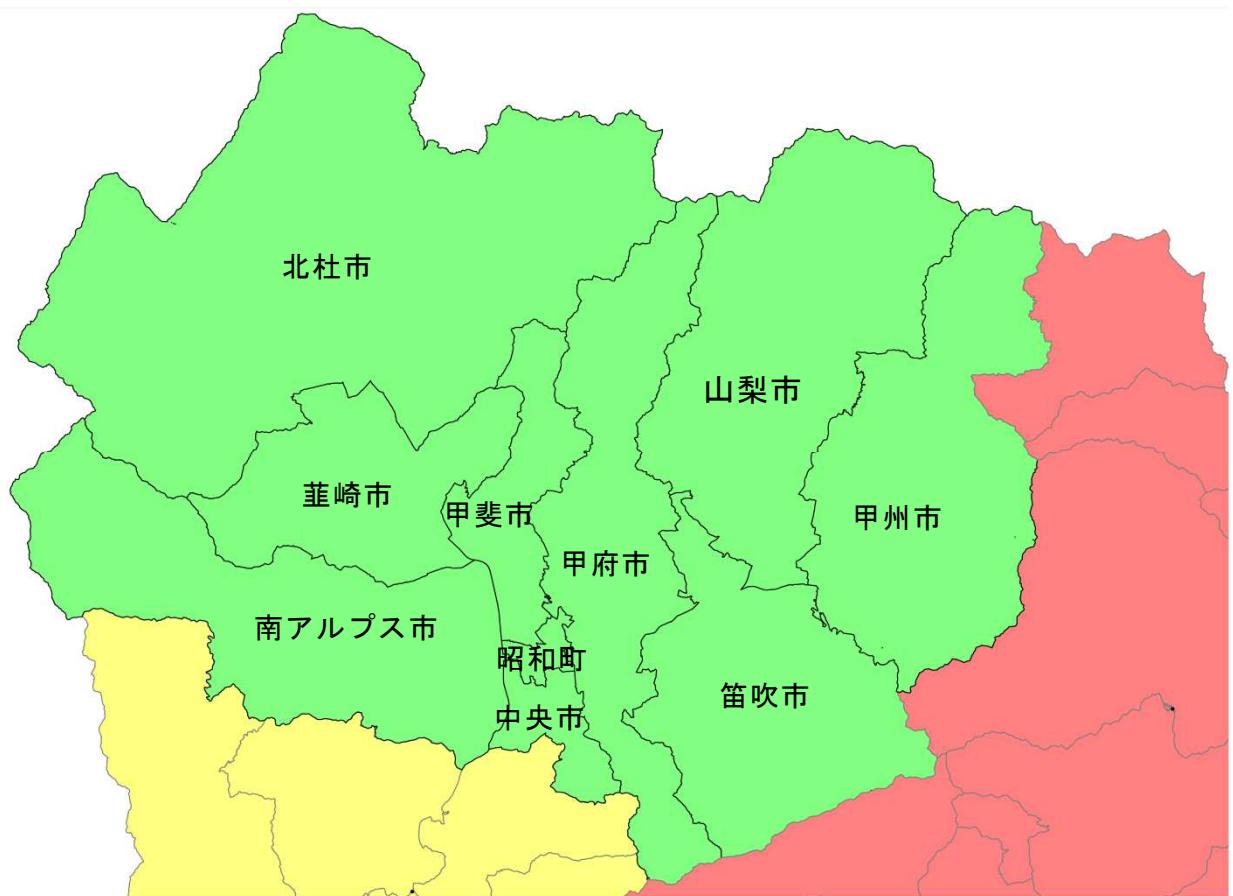
#### ●県の中央部から北西部に位置し、9市1町で構成され、県土面積の約47%を占める

全国森林計画で定められた富士川広域流域に属する富士川上流森林計画区（以下「計画区」という。）は、県の中央部から北西部の9市1町からなる総面積208, 225ha の区域であり、県土面積の約47%を占めている。

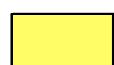
表1－1－1 面積

区分	面積(ha)	割合
富士川上流	208, 225	47%
県全域	446, 527	100%

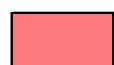
※平成27年全国都道府県市区町村別面積調より



富士川上流森林計画区



富士川中流森林計画区



山梨東部森林計画区

図 1－1－1 計画区位置図

## 2 自然的背景

### (1) 地形

#### ●西部を南アルプス連峰、北部を八ヶ岳や金峰山、東部を大菩薩嶺が囲む

計画区の三方が高い山に囲まれており、西部には北岳、甲斐駒ヶ岳、仙丈ヶ岳等の南アルプス連邦、北部には八ヶ岳、瑞牆山、金峰山、甲武信ヶ岳、東部には大菩薩嶺等、いずれも2,000m～3,000m級の高峰が連なる急峻な山岳がそびえている。

一方、計画区の中央部から南側一帯は、平坦な甲府盆地が東西に広がり、その周辺部は丘陵地帯で、甲府盆地と北部山岳地帯の中間には八ヶ岳南麓及び茅ヶ岳山麓の緩傾斜からなる高原地帯が横たわっている。

### (2) 河川

#### ●富士川（釜無川）に、笛吹川が合流し、駿河湾へ

計画区流域の本流である富士川（釜無川）は、北杜市の甲斐駒ヶ岳を源流とし、山地からの出口付近に扇状地を形成しながら、流下するにつれて随所で塩川、御勅使川、笛吹川等の中小河川を集めながら、中央の甲府盆地を南下し富士川中流森林計画区を経て静岡県の駿河湾に注いでいる。

また、甲州市の東部には笠取山を源流とする一之瀬川、高橋川が山梨東部森林計画区の丹波山村で多摩川となり、東京都の奥多摩湖に流入している。

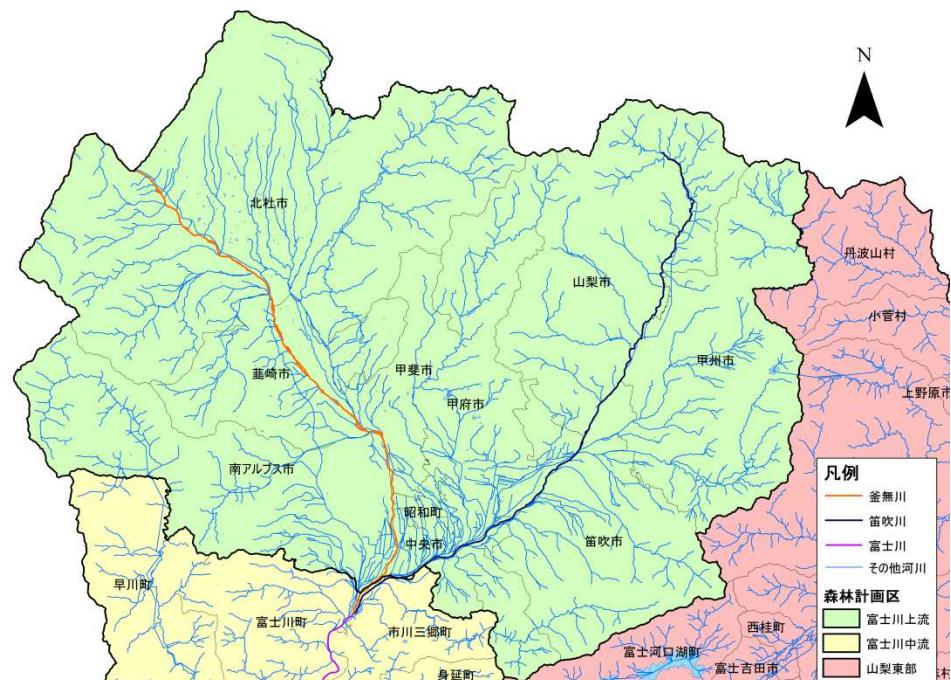


図1-2-1 水系図

### (3) 地質

#### **●西側を糸魚川一静岡構造線、周囲は火山岩に囲まれ、甲府盆地は堆積層**

富士川の西側一帯には、日本で最大規模の断層である糸魚川一静岡構造線が南北に走っており、この断層を境に西側の北部は花崗岩や花崗閃綠岩、南部には四万十層群に属する白根層群、赤石層群、三倉層群から形成される輝緑凝灰岩、断層の東側は御坂層群から形成される緑色凝灰岩からなる。また、計画区の北西部にある八ヶ岳山麓地帯は輝石安山岩、火山碎屑岩、茅ヶ岳山麓地帯は角閃石石英安山岩からなる。東部地帯にある関東山地一体は、笛吹川沿いの一部に小仏層群、三倉層群で形成されるが、大部分では花崗岩や花崗閃綠岩が見られる。

一方、甲府盆地は砂、礫等の堆積層からなり、これを取り巻く周辺区域は御坂層群から形成される石英閃綠岩、火山碎屑岩、ホルンフェルス等からなっている。

### (4) 土壌

#### **●大部分は褐色森林土壌、一部黒ボク土やポドゾル土壌が見られる**

計画区の大部分は褐色森林土で占められている。森林褐色土以外の土壌は、甲府盆地及び周辺の扇状地でグライ、暗赤色土等が、八ヶ岳、金峰山、南アルプス連峰の標高 2,000m 以上の高山地帯でかなり広い範囲にわたってポドゾルが、八ヶ岳山麓、巨摩山地の一部、御坂山地等で広範囲に黒ボク土（火山灰）が現われ、また、多摩川流域の北側でも一部ポドゾルが見られる。

一方、母材による特徴として、笛吹川沿いの花崗閃綠岩地帯は深層風化の発達した砂質土地帯が多く、雨水に対する保水力が乏しく、かつ崩壊の危険が高い土壌となっている。

## (5) 気候

### ●典型的な内陸型気候

甲府盆地を中心に三方が高い山に囲まれ、標高差が大きいことから、年間を通しての気温の寒暖差も大きく、典型的な内陸型気候となっている。

表 1－2－1 気候

	甲府	勝沼	韋崎	大泉	古関
降水量 (mm/年)	1,134	1,092	1,192	1,182	1,627
気温 (°C)	15.1	14.0	13.4	11.3	12.2

※平成23年～平成27年の平均 気象庁HPデータを基に作成

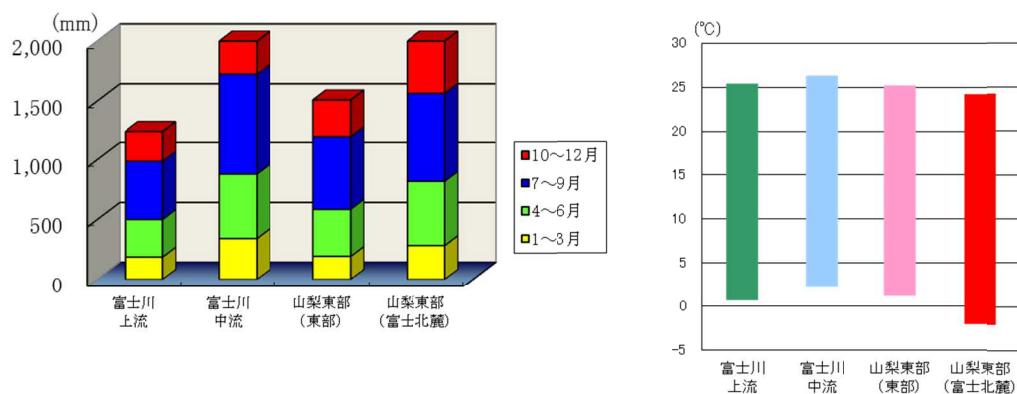


図 1－2－2 地域森林計画区別降水量及び気温分布図

## 3 社会的経済的背景

### (1) 人口

#### ●県内人口の約7割が集中

計画区の面積は、県土全体の47%であるのに対して、計画区内の人口は、601,286人で県全体の72%を占めており、県内における人口集中度が顕著となっている。

表 1－3－1 人口

単位：人

区分	平成27年度	平成22年度	増減
計画区	601,286	615,142	-13,856
県全体	835,165	863,075	-27,910
率	72%	71%	

※平成27年度国勢調査より

## (2) 産業別就業者数

### ●林業従事者の占める割合は、0.1%で県全体の平均より低い

就業者数は、第3次産業が最も高く、続いて第2次産業、第1次産業の順となっており、林業従事者の占める割合は0.1%と県全体の平均よりも低くなっている。

表1-3-2 産業別就業者数

単位：人

区分	第1次産業		第2次産業	第3次産業	分類不能	計
		うち林業				
計画区	27,123	384	78,020	185,073	6,919	297,135
	9.1%	0.1%	26.3%	62.3%	2.3%	100%
県全体	29,906	948	118,367	257,789	8,507	414,569
	7.2%	0.2%	28.6%	62.2%	2.1%	100%

※平成22年度国勢調査より

## (3) 交通

### ●JR中央線、中央自動車道及び国道20号の基幹交通網が東西を結束

計画区内の市町は、JR中央線、中央自動車道及び国道20号の基幹交通網により県都甲府市を中心に社会的、経済的に緊密に結びついている。さらに、JR小海線、JR身延線や国道140号、141号、411号や多数の県道等の交通網が整備されている。

また現在、中部横断自動車道の建設が進められ、一部はすでに供用が開始されており、完成後は産業、経済、観光面での活用が期待されている。

## 4 計画区内森林の現況

### ●国立公園等の自然公園に広く指定され、南アルプスはユネスコエコパークにも登録

計画区の森林は、本県の社会的、経済的活動の中心となっている甲府盆地を取り囲む形で広がり、県土の保全、水資源の確保、洪水の防止など県民の生活に重要な役割を担っている。一方で、静岡県民及び東京都民にも良質で安定した水を供給する重要な水源林となっている。

また、南アルプス及び秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、県立南アルプス巨摩自然公園の指定エリアを擁し、自然資源や自然景観に恵まれた地域となっている。このうち南アルプスエリアは、平成26年6月にユネスコエコパークにも登録され、観光面等からも注目される地域となっている。

### (1) 森林の所有構造

#### ●私有林が37%、1ha未満の小規模な所有形態が多い

森林の所有形態の内訳、所有規模の状況は、次のとおりである。

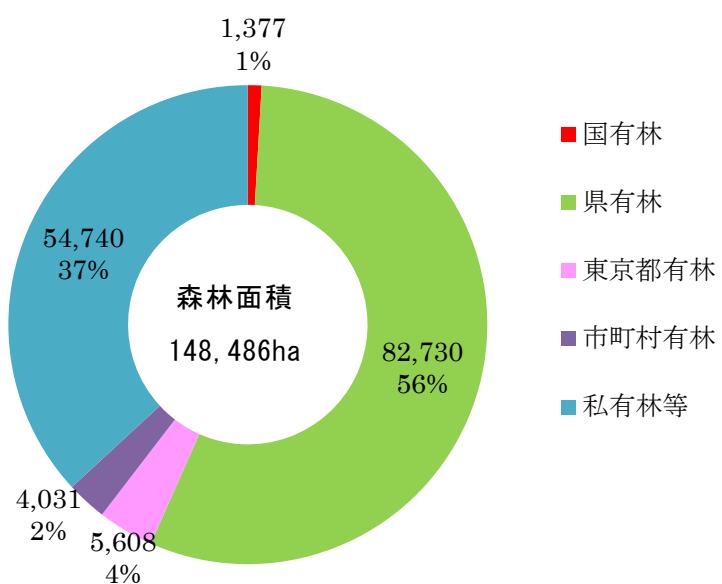


図1-4-1 森林所有形態 (単位 面積:ha)

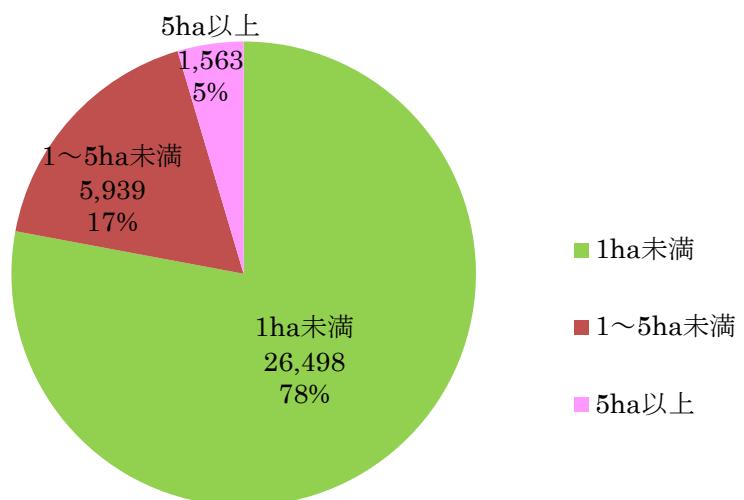


図1-4-2 森林所有規模別 (単位 所有者数:人)

## (2) 森林資源の状況

### ●天然林が52%と半分を占め、人工林ではアカマツ・カラマツが多い

森林資源の状況については、次のとおりである。人工林率は、40%となっており、このうちアカマツ・カラマツが約6割を占めている。

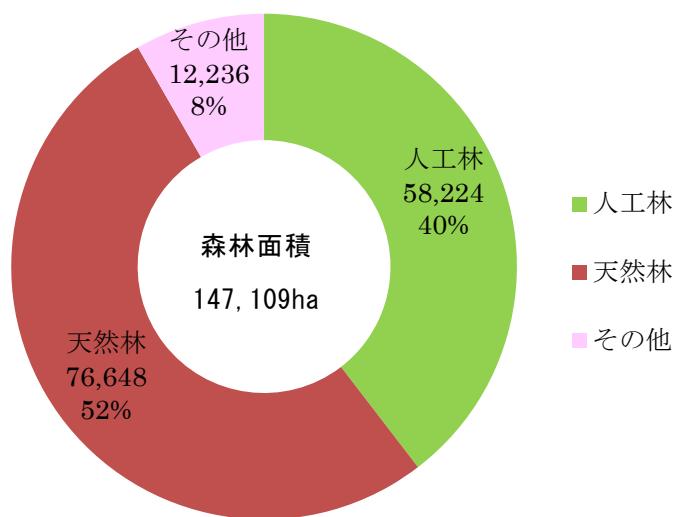


図1-4-3 森林資源 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

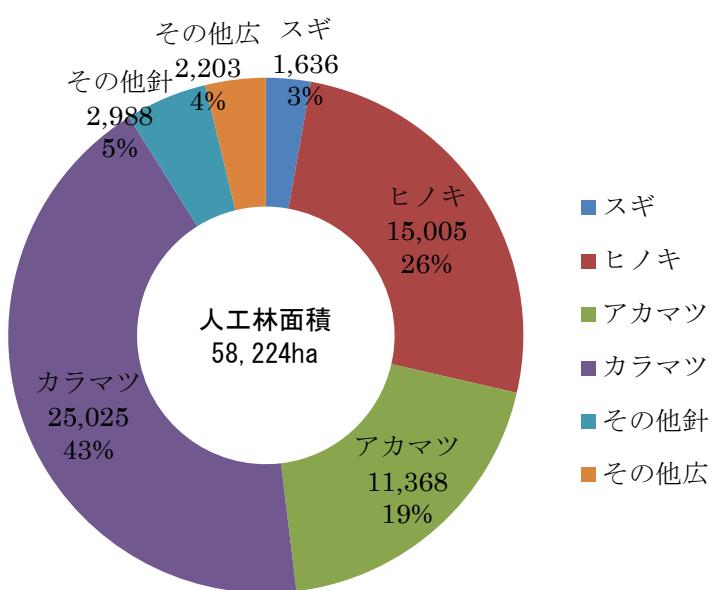


図1-4-4 樹種別構成表 (単位 面積:ha)

※国有林を除く

人工林の齢級別構成では、利用が見込まれる10齢級以上が面積で66%、蓄積で75%を占めており、齢級構成が偏在している。

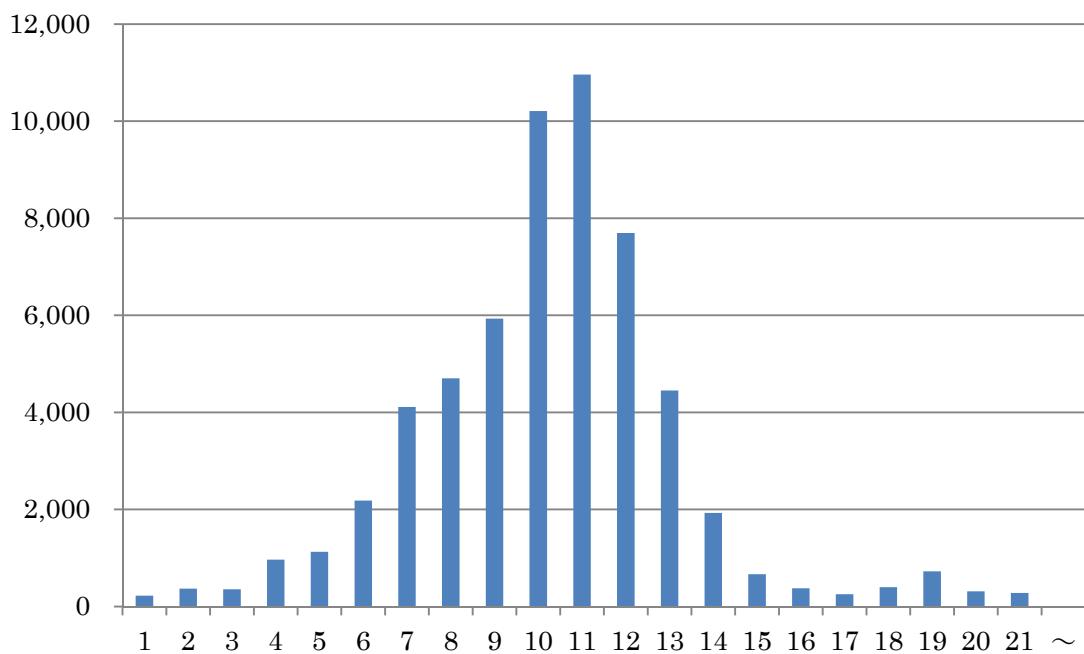


図1-4-5 齢級別人工林面積 (単位 面積:ha)  
※国有林を除く

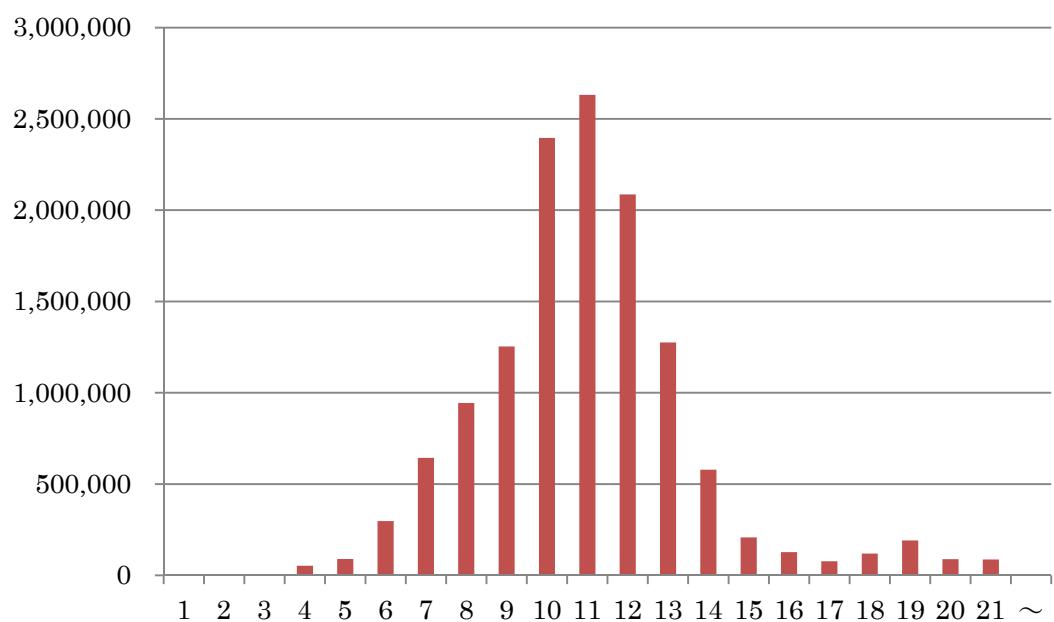


図1-4-6 齢級別人工林蓄積 (単位 蓄積:m³)  
※国有林を除く

### (3) 保安林等の指定状況

#### ●計画区のうち72%が保安林、そのうち約80%が水源かん養保安林

計画区の森林147,109haのうち、72%を占める106,052haが保安林に指定されており、そのうち水源かん養保安林が84,974haとなっている。

表1-4-1 保安林の状況

単位：ha、%

区分	水源 かん 養	土砂 流出 防備	土砂 崩壊 防備	防風	水害 防備	干害 防備	落石 防止	防火	保健	風致	合計
面積	84,974	20,547	4	126	55	0 (30)	2	26	99 (8,084)	219	106,052
割合	80.1	19.4	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	100

注1 四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。

2 括弧内は重複を含んだ面積である。

計画区は、南アルプス国立公園の85%、秩父多摩甲斐国立公園の73%、八ヶ岳中信高原国定公園の全域、県立南アルプス巨摩自然公園の71%をそれぞれ擁しており、全体で64,153haが自然公園に指定されている。

表1-4-2 県内の自然公園

面積単位：ha

名 称	県内面積	うち計画区内 面積	割合 (%)
富士箱根伊豆国立公園	36,742	0	0
南アルプス国立公園	18,286	15,553	85
秩父多摩甲斐国立公園	46,834	33,956	73
八ヶ岳中信高原国定公園	4,088	4,088	100
県立南アルプス巨摩自然公園	14,841	10,556	71
県立四尾連湖自然公園	362	0	0
計	121,153	64,153	53

注 面積には地域森林計画対象森林以外も含む。

## 5 その他（計画区内における最近の動向）

### （1）木質ペレット工場及びチップ工場の新たな稼働

平成26年に南アルプス市内において木質ペレット工場、山梨市内においてチップ工場がそれぞれ新たに稼働した。今後、家庭用ストーブや木質バイオマス発電等の燃料生産拠点として活用され、地域の森林資源の利用促進につながることが期待されている。

### （2）ジビエ処理加工施設の設置

北杜市内で捕獲されたシカの肉を処理する「明野ジビエ肉処理加工施設」が平成28年に完成した。今後、鳥獣害対策としての個体数調整の推進とともに、シカ肉資源の有効利用が期待されている。

### （3）「武田の杜」が新たな森林セラピー基地に認定

計画区内の森林セラピー基地として、山梨市西沢渓谷（平成19年認定）に続き、平成25年には甲府市にある「武田の杜」が認定され、森の癒やしを実感できる場としての利用が期待されている。

## 第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前期5箇年分の実行結果の概要及びその評価は以下のとおりである。

### 1 伐採立木材積

#### ア 実行結果の概要

区分	総数			主伐									間伐		
	計画	実行	実行歩合	小計			針葉樹			広葉樹			計画	実行	実行歩合
				計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合			
計画区総数	7,953	7,868	99%	2,613	3,983	152%	1,511	3,644	241%	1,102	339	31%	5,340	3,885	73%

#### イ 評価

- 伐採立木材積の総数は計画量の99%に達し、ほぼ計画通りとなった。
- 主伐材積については、針葉樹で計画量の241%と大幅な増加となったが、これは合板やLVL等の原料需要の高まりに伴い、当計画区に豊富に存在するアカマツ、カラマツの主伐量が増加したためと考えられる。
- 間伐材積については、計画量の73%にとどまる結果となった。これは、平成24年度に創設された森林環境税事業による荒廃森林整備に伴う単位面積当たりの搬出材積量の減少や、所有者不明森林等により施業集約化が難航し搬出間伐が低調だったことが原因と考えられる。

### 2 間伐面積

#### ア 実行結果の概要

区分	間伐		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	11,200	5,911	53%

#### イ 評価

- 間伐面積については、計画量の53%にとどまる結果となった。これは、所有者不明森林等による施業集約化の難航に加え、森林所有者の高齢化や世代交代に伴う自己所有森林への関心の薄れによる林業への意欲減退などが原因と考えられる。

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

#### ア 実行結果の概要

単位 面積ha								
総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,272	2,793	123%	756	686	91%	1,516	2,107	139%

#### イ 評価

- 造林面積の総数は計画量の 123 %となり計画を上回る結果となった。これは、主伐の実行量が計画量に比べて増加したためである。また天然更新の比率が高いが、これは天然更新が比較的容易なアカマツやカラマツ林地における主伐量が多かったためと考えられる。

### 4 林道の開設及び拡張の数量

#### ア 実行結果の概要

区分	開設			改築			改良			舗装		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
	計画区総数	49.5	29.5	60%	18.1	0	一	4.5	9.8	218%	19.5	20.4

#### イ 評価

- 改築の実行実績は無く、開設については計画量の 60 %にとどまる結果となった。これは、国の公共予算の減少や、路網整備において簡易な規格による森林作業道の普及が進んでいることが要因として考えられる。

### 5 保安施設の整備

#### (1) 保安林の指定面積

#### ア 実行結果の概要

区分	水源のかん養のための保安林			災害の防備のための保安林			保健風致の保存等のための保安林		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
	計画区総数	700	152	22%	200	114	57%	(2)	1

注 括弧書きは重複指定による内面積

## イ 評価

- ・ いずれの保安林区分についても計画量を下回る結果となった。これは、保安林指定率が全国平均の48%に対して本県では58%と進んでいる中で、残る指定計画箇所において不在村地主の存在などにより保安林制度への理解を得る活動が難航したことなどが要因と考えられる。

### (2) 治山事業実行地区数

#### ア 実行結果の概要

単位 地区数

区分	治山事業実行地区数		
	計画	実行	実行歩合
計画区総数	143	177	124%

## イ 評価

- ・ 計画量の124%と計画を上回る結果となった。これは、台風災害等により緊急的に実施する箇所が増加したためである。

### 6 要整備森林の施業の区別面積

#### ア 実行結果の概要

単位 面積:ha

区分	造林			保育			伐採								
							総数			主伐			間伐		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合									
計画区総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.01	22.01	100%

## イ 評価

- ・ 要整備森林としての指定を受けた特定保安林において計画通り施業が実施された。

### 第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画は、森林法に基づき、全国の広域流域別に森林の整備及び保全の目標ならびにその目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めた全国森林計画に即し、平成27年12月に策定した「やまなし森林・林業振興ビジョン」の実現に向けた森林資源の利活用の指針として、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、計画区の現状や地域的な特性を考慮して目標及び計画量を定めたものである。

#### 1 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

##### 森林の多面的機能を維持増進するための整備と保全

###### **●森林の機能を高度かつ多面的に発揮するための多様な森林づくり**

森林が持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視されるべき機能として、木材等生産機能のほか、公益的機能を水源涵養機能、山地災害防止/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能に区分し、各機能区分に応じた望ましい森林の姿を示した上で、この実現に向けた多様な森林づくりを推進していく。

#### 2 森林の整備に関する事項

##### (1) 人工林資源の循環利用の促進

###### **●資源量の多いアカマツ・カラマツ等の木材利用の促進**

アカマツ・カラマツを中心とした本計画区の人工林は、先人らが嘗々と造成してきた森林が着実に成長してきたものである。これらの利用可能な資源が充実しつつある中で、今後は主伐を推進していくとともに、長伐期施業化に伴う高齢級人工林の利用間伐や、未利用間伐材等の林地残材を木質バイオマスとして活用するなど、カスケード利用を進め、木材利用の促進を図っていく。

また、伐採跡地の確実な更新とともに、偏った齢級構成となっている人工林の齢級構成の平準化を図るなど、持続可能な林業経営を目指す観点から森林資源の適正管理に努める。

## (2) 森林施業の合理化

### ●施業集約化と効率的な路網整備による森林経営の採算性向上

計画区内の人工林資源の多くは利用可能な時期を迎えており、資源を有効に活用していくことが求められている。この資源の利用を進めていくためには、面的なまとまりを持って効率的に木材を搬出する体制を確立していくことが重要である。

このため、小規模林地を面的にとりまとめる施業集約化と効率的な路網整備の一層の推進とともに、低コストで木材生産を可能とする作業システムの普及、意欲的な林業事業体の育成、品質の高い県産材を安定的に供給できる体制の整備、木質バイオマスの利用促進等の取り組みにより、森林経営における採算性の向上を図る。

## 3 森林の保全に関する事項

### 保全・保護をする森林の現状と方針

#### ●自然公園、ユネスコエコパークなど貴重な自然の保全・保護

本計画区は、西部から北部、東部一帯にかけて複数の国立公園や国定公園、県立自然公園に指定されているとともに平成26年には南アルプスがユネスコエコパークに登録されるなど、森林を主体とした豊かな自然を有していることから、生物多様性保全と森林の利活用との調和を図るために適正な森林管理を実施していく。

また、日本列島を東西に分割する糸魚川－静岡構造線が通過し、地形が急峻で地質も複雑なため、山腹崩壊や土砂流出、地すべりなどが発生しやすいことから、山地災害を復旧・防止する治山施設の設置を計画的に行う。

本計画区における松くい虫被害は、被害面積、被害材積ともに横ばいであるものの、近年では昇仙峡や八ヶ岳山麓をはじめとした高標高地へ被害が移行する傾向がみられることなどを踏まえ、個々の地域の実態に応じた伐倒駆除等の防除や樹種転換を適時適切に行う。

また、ニホンジカによる被害が年々増加しているため、その予防強化に向けて被害のおそれのある森林の区域を明確化し、森林被害防除対策を推進する。

## **●災害に強い県土づくりのための保安林指定や事業の実施**

山地災害防止機能や快適環境形成機能といった森林の公益的機能の発揮を通じて、地域住民の生命財産を守る災害に強い県土づくりを進めるため、発揮させるべき機能に応じた保安林の指定と、植栽・本数調整伐等の森林整備事業や渓間工・山腹工等の治山事業の実施により、保安林の保全や荒廃地等の復旧及び災害の未然防止を図る。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定されている森林のうち、自然的、経済的、社会的諸条件及びその周辺の地域における土地利用の動向から見て、森林として利用することが相当と認められ、その有する機能の維持増進を図るため効率的な整備を図るべき民有林を、計画対象として定めた。

#### 1 地域森林計画の対象とする市別の森林面積

区分	面 積			備 考
	総 数	県有林	民有林	
計画区総数	147,109	82,730	64,379	
中北林務	甲府市	12,463	4,335	8,128
	韮崎市	9,258	3,452	5,805
	南アルプス市	19,328	16,890	2,438
	北杜市	45,890	30,222	15,668
	甲斐市	3,152	912	2,241
	中央市	560	222	338
	小 計	90,651	56,032	34,619
峡東林務	山梨市	23,603	12,598	11,005
	笛吹市	11,707	4,327	7,381
	甲州市	21,148	9,773	11,376
	小 計	56,458	26,698	29,761

- 注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の県有林及び民有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、全部を森林環境部森林整備課、関係部分を中北林務環境事務所、峡東林務環境事務所、計画区の当該市とする。
- 3 計画の対象とする森林のうち、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く森林については、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可、同法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。
- 4 計画の対象となる森林は、森林法第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出の対象となる。

## 2 地域森林計画対象森林の選定

地域森林計画対象森林の具体的な選定基準は次のとおりである。

(1) 地域森林計画の対象に含めない森林は次のとおりとする。

- ア 近接する森林と森林施業上の関連を有しない0.3ha以下の森林
- イ 都市計画法による市街化区域内の森林または市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって、当該市街化区域または用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しないもの及び都市計画法第29条または第59条に基づく許認可を受けたもの
- ウ 国または地方公共団体が実施する事業（既に具体的な事業の実施について予算措置が講じられているものに限る。）により道路、鉄道、住宅用地、工業用地、農業用地等森林以外の用に供される森林
- エ 県が締結した「立地、公害防止等」に関する事項を内容とする協定に係る事業地区内の森林及び市町村が締結した協定に係る事業地区内の森林であって、知事が地域森林計画の対象外とすることを適當と認めたもの
- オ 森林法第10条の2の規定に基づく許可を受けた森林

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる森林は地域森林計画の対象に含めるものとする。

- ア 保安林及び同予定森林、保安施設地区及び同予定地区内の森林並びに地域森林計画において保安林の指定が計画されている森林
- イ 森林法施行規則第10条各号に掲げる森林
- ウ 地域森林計画において搬出方法を特定する必要のある森林並びに樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林として定めることが相当と認められる森林
- エ 市町村森林整備計画において土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林のうち複層林施業を推進すべき森林として定めることが相当と認められる森林
- オ 飲料水及びかんがい用水の用水源である森林
- カ 造林事業等の公共投資の対象となって相当期間を経ていない森林

(3) (1) にかかわらず、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域（特別保存地区を除く。）内の森林、首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区を除く。）内の森林、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区を除く。）内の森林等他法令により環境保全を目的とする地域指定が行われている地域内の森林及び都市緑地法等に基づき定められる特別緑地保全地区等として保全することが相当と認められる森林についても原則として地域森林計画の対象に含めるものとする。

(4) 自然的経済的社會的諸条件及び周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが相当であることの判断は、上記によるほか、関係市町村長の意見を尊重するものとする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能の機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のことおりである。

機能区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵養機能 かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
---------	--

## (2) 森林整備・保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するため適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、森林所有者等から森林組合等が委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、次のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 <sup>かん</sup>	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養<sup>かん</sup>の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定など、その適切な管理を推進する。</p>
山地災害防止機能／土壤保全機能	災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

	<p>また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、</p>

	主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
--	---

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

#### ア 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為（※1）の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3区分を定める。

区分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成单層林	56,064	55,096
	育成複層林	3,582	4,892
	天然生林	75,682	75,341
森林蓄積 (m <sup>3</sup> / ha)		202	205

注 期待する機能の発揮に向けた森林として示される育成单層林、育成複層林及び天然生林については以下のとおり。

- 1 育成单層林は、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為（※1）により成立させ維持される森林
- 2 育成複層林は、森林を構成する林木を帶状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層（※2）を構成する森林として人為により成立させ維持される森林
- 3 天然生林は、主として天然力（※3）を活用することにより成立させ維持される森林（天然生林には、未立木地、竹林等を含む。）

※1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然箇所更新のための地表のかきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2：「複数の樹冠層」とは、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

※3：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

#### イ 森林の区分に応じた誘導の考え方

##### (ア) 育成单層林

現況が育成单層林となっている森林のうち、林地生産力が比較的高く、かつ、傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する育成单層林として確実に維持し、資源の充実を図る。この場合、短伐期や長伐期など多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図る。また、水源涵養機能又は山地災害防止機能／土壤保全機能の発揮を同時に期待する森林では、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分

散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化を図る。

また、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林については、育成複層林に誘導する。この場合、山地災害防止機能／土壤保全機能等の公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する森林では、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導する。林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により確実な更新により針広混交の育成複層林に誘導する。

なお、上記の考え方によらず、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮を期待する森林では、景観の創出等の観点から、間伐等の繰返しにより長期にわたっての育成単層林の維持、又は立地条件に応じた広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導を行う。また、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然力を活用した更新を促し、針広混交の育成複層林又は天然生林に誘導する。

#### (イ) 育成複層林

現況が育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本とする。ただし、希少な生物が生育・生息する森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、必要に応じて、天然生林への誘導を図る。

#### (ウ) 天然生林

現況が天然生林となっている森林のうち、下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹等の森林については、更新補助作業等により育成複層林に誘導する。

その他の森林は、天然生林として維持する。特に、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植栽等を行い、植生の復元を図る。

## 2 その他必要な事項

### (1) 公的関与による森林整備

林業の採算性の悪化等を背景に、森林所有者の自助努力のみでは適切な森林整備が期待できない森林のうち、公益的機能の高度発揮が求められる森林については、県、市町村、森林整備センター等の公的関与による森林整備を推進していく必要がある。

このため、間伐又は保育が適切に実施されず荒廃している森林について、森林所有者等と皆伐や転用を一定期間制限する協定を締結した上で、森林環境税を用いた森林整備を行い、公益的機能の高い森林へ再生を図る。

### (2) 県民参加の森林づくり

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、林業関係者のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという意識を醸成していくことが重要であり、地域住民、N P O 法人、企業等のボランティア団体、都市住民等が連携した森林整備や木材利用等の取り組みを通して「県民や企業等の参加による森づくり」を推進する。特に、近年は企業と森林所有者等が協定を結び、企業の森づくり活動が行われており、このような活動を促進していく。

### 第3 森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、各地域の気候、地形、土壤等の自然的条件、施業制限の有無、木材の需要動向、公益的機能の発揮など森林に対する社会的要請等を勘案することが重要である。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める必要がある。さらに、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う必要もある。

このため、市町村森林整備計画の策定における指針等として、次のとおり定めた。

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、更新（伐採跡地が再び立木地となること。）を伴う伐採である主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が過度に連続するがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

立木の標準伐期齢は、地域を通じた立木の主伐の時期に関する指標となるもので、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとし、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定める。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等により適確な更新を図ることとする。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

#### ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

#### イ 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであるが、その伐採率は30%以下とし、伐採後の造林が植栽による場合には40%以下とする。

なお、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、一定の立木材積が維持された適正な林分構造とする。

## ウ 人工林の主伐の時期

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、次表を基準とする。

【基 準】

樹 種	生 産 目 標	期 待 径 級 (cm)	主 伐 の 時 期 (年)
ス ギ	普通材	24	40
	大 径 材	36	80
ヒノキ	普通材	22	45
	大 径 材	30	90
アカマツ	普通材	24	40
	大 径 材	34	80
カラマツ	普通材	22	40
	大 径 材	26	80

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢とし、下表のとおりその基準を定めた。市町村森林整備計画では、この基準を基本として、森林の有する公益的機能、伐採齢及び森林の構成を勘案して標準伐期齢を定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、計画区内の標準的な立木の伐採（主伐）の時期として森林施業の指標、制限林における伐採規制等に用いるために設定したものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を義務づけるものではない。

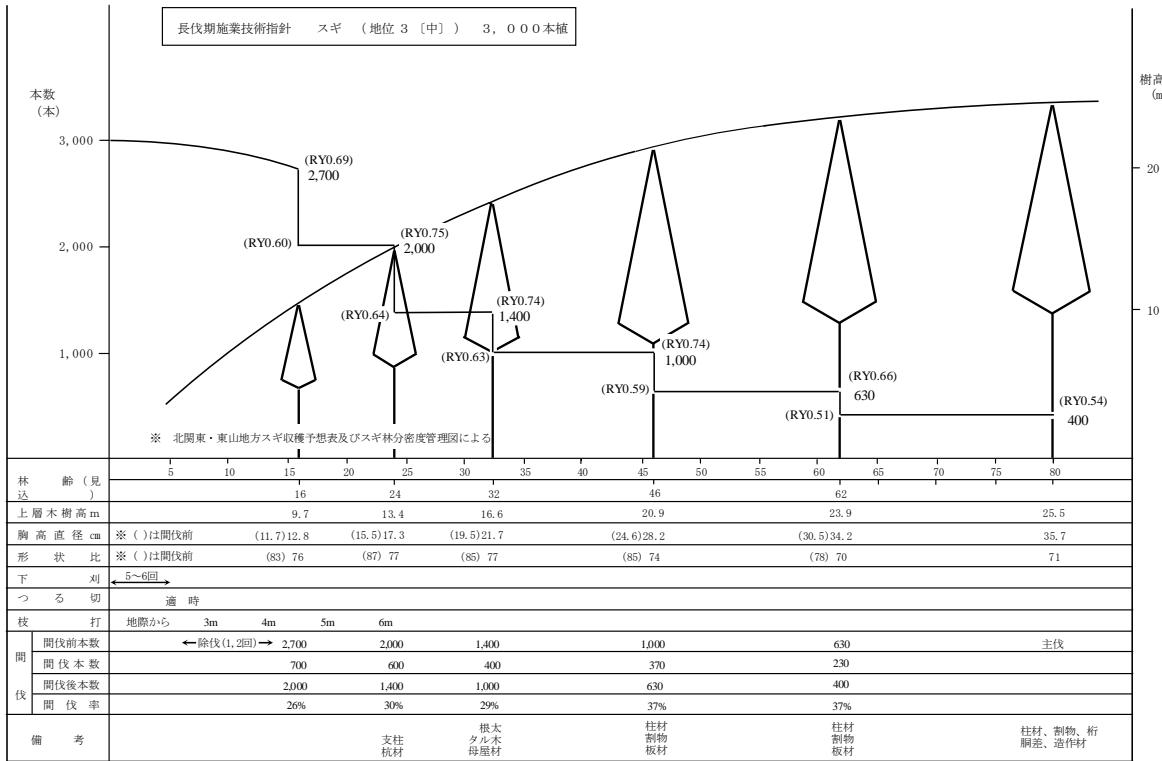
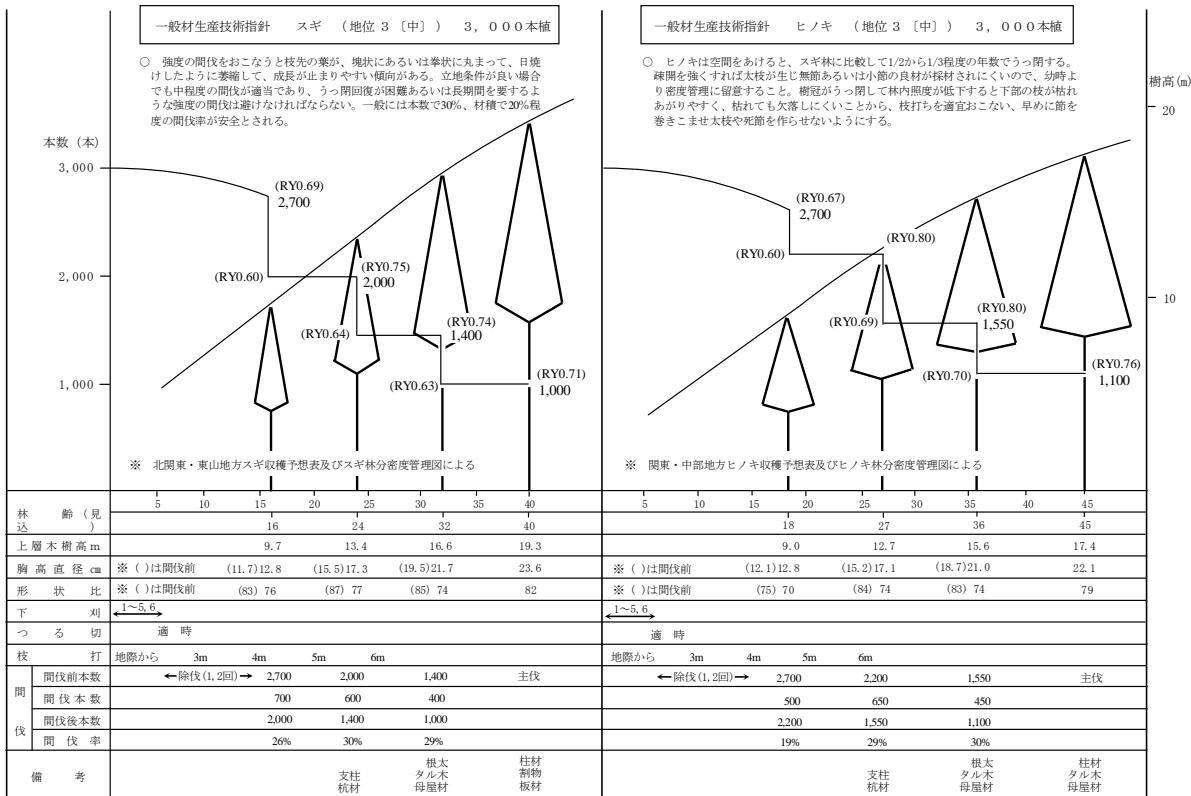
【基 準】

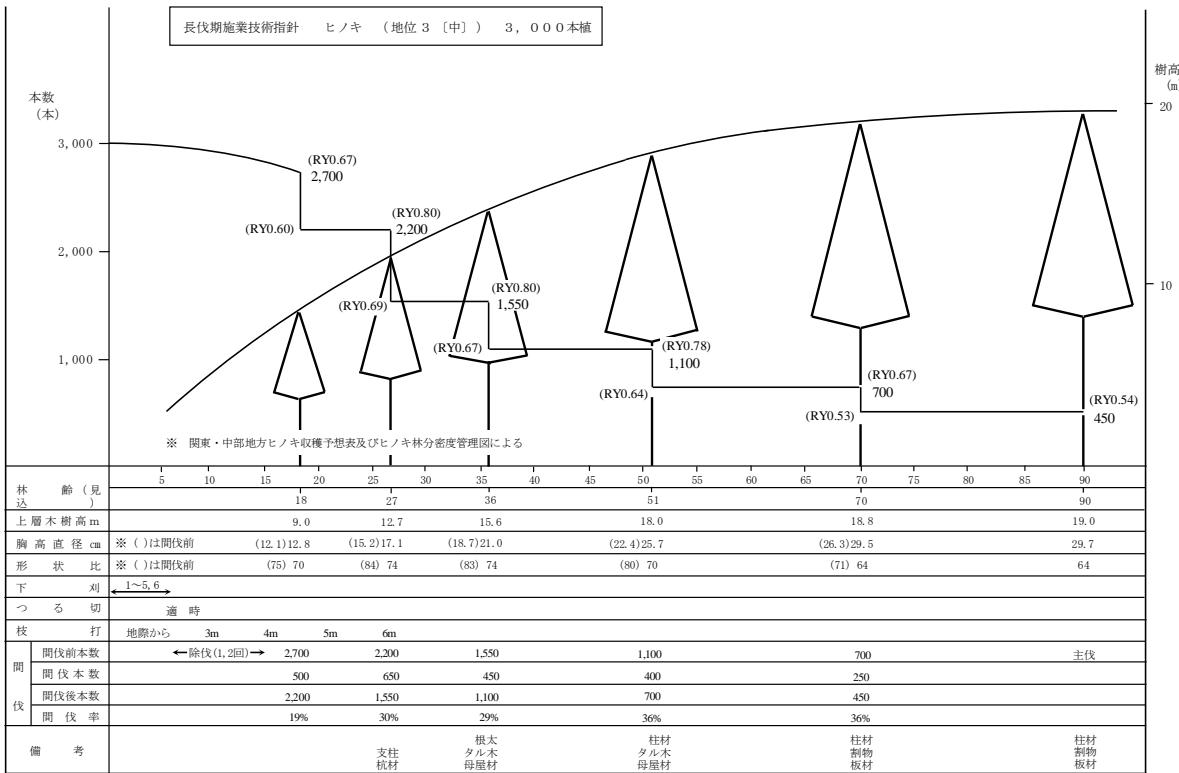
単位：年

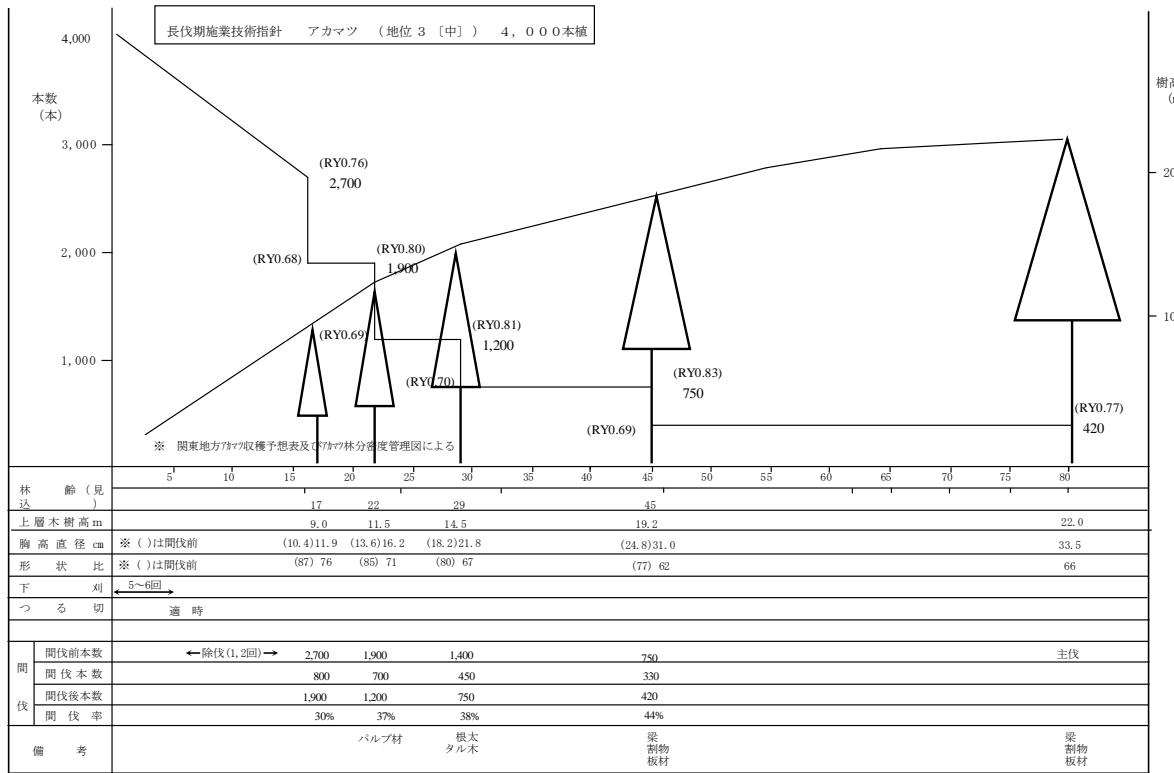
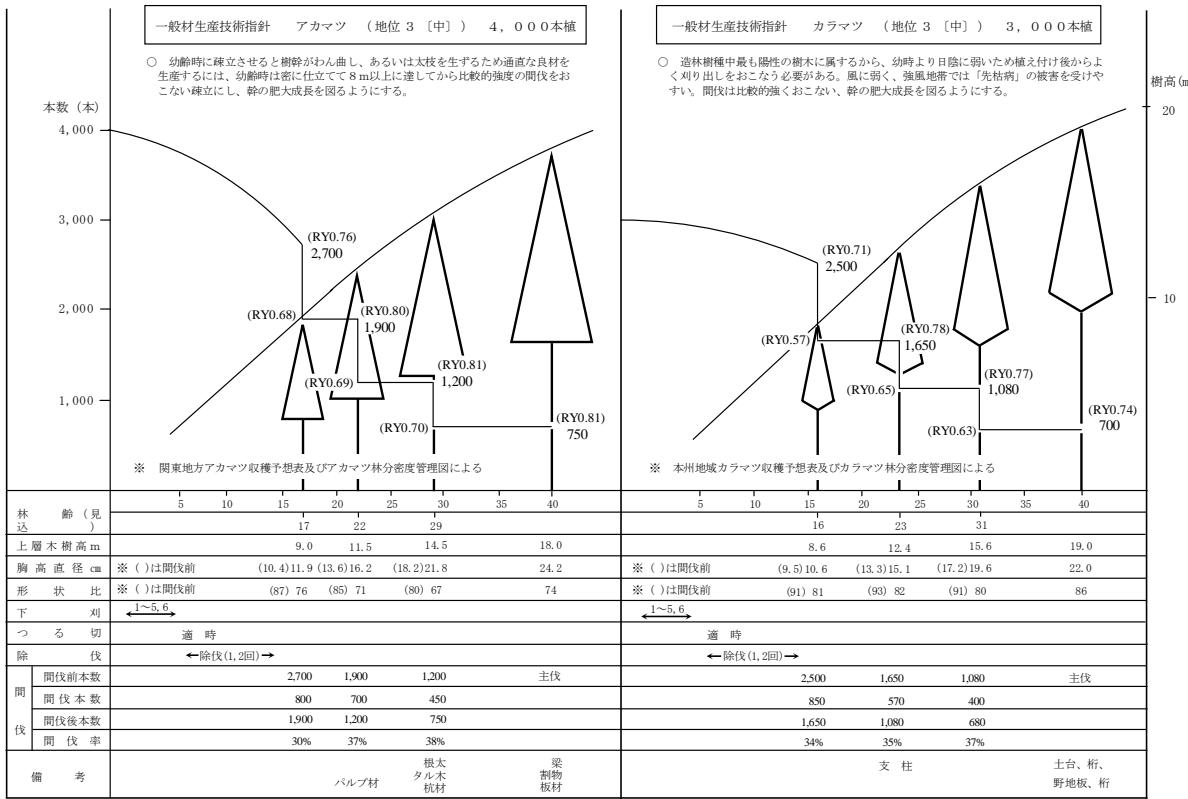
樹種	スギ	ヒノキ	アカ マツ	カラ マツ	モミ・ シラ ベ	その 他 針葉 樹	クヌギ・ナラ類		その 他 広葉 樹
							用材 用	その 他	
林齢	40	45	40	40	50	70	30	15	50

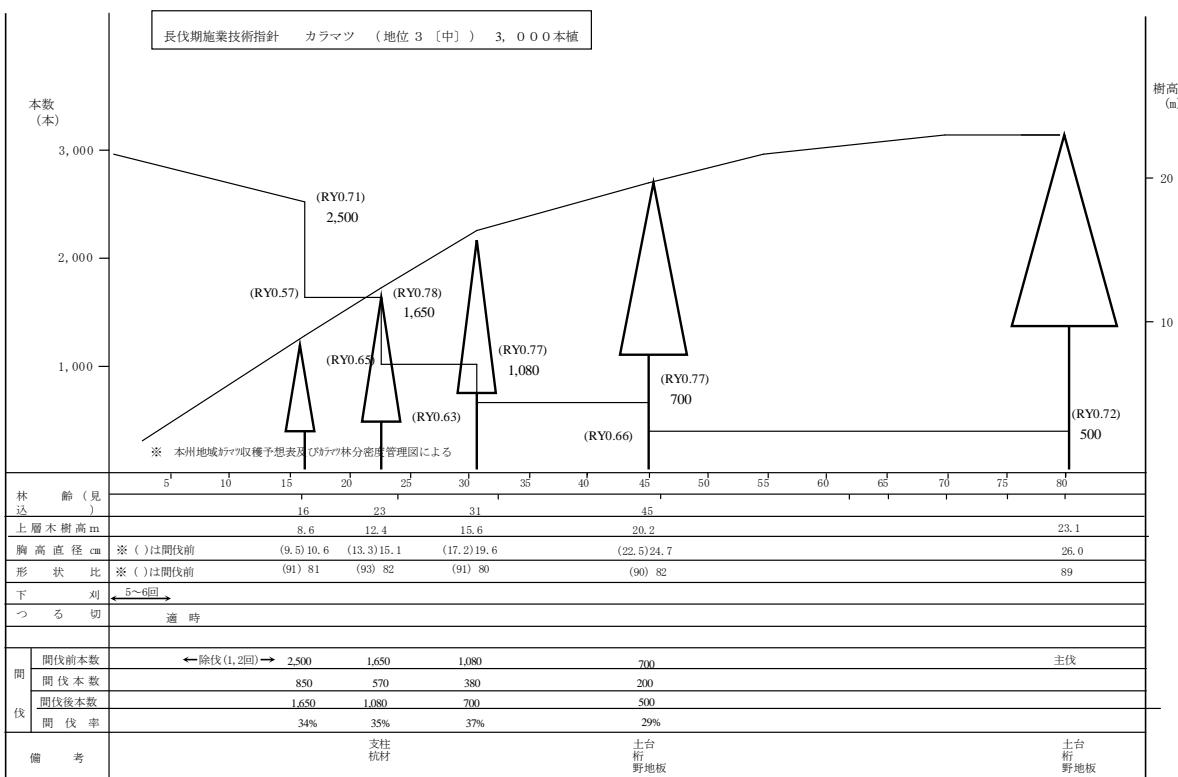
### (3) その他必要な事項

#### ・技術指針 (参考)









## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定は適地適木を基本として、各地域の自然条件、既存造林地の生育状況及び病虫獣害の有無等を勘案し、成長に優れたものの導入に努め、針葉樹はスギ、ヒノキ、カラマツを主体に選定する。また、広葉樹は郷土樹種をはじめケヤキ、ミズナラ、カエデなどから利用目的を考慮して選定する。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### ① 人工林の植栽本数

主要樹種の植栽本数は下表の区分、本数を標準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案し、目的とする森林経営によって定めるものとするが、多様な施業体系や生産目標に対応し得る設定とする。

【基準】

(単位:本/ha)

区分	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	シラベ モミ	広葉樹
中仕立て	3,000 ～ 4,000	3,000 ～ 4,000	4,000	2,000 ～ 3,000	3,000	3,000 ～ 6,000

##### ② 人工造林の標準的な方法

###### a 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理するとともに、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋刈り地拵えとするなど適切な方法を選択し実施する。

###### b 植付方法

気候、立地条件及び既往の植付方法を勘案しつつ、樹種の生理的条件を考慮した植付方法とし、適期に植え付ける。また、周辺の林地の状況

から獣害のおそれがある場合は、防護柵、ネット等の被害対策も同時に行う。

なお、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入を検討するとともに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めるものとする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の裸地化を早期解消するため、皆伐後については、伐採後原則として2年以内に更新するものとする。また、択伐後については、伐採後おおむね5年を超えない期間に更新を完了させるものとする。

### (2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林に限って行うこととする。

#### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めるものとし、天然力を活用し、地表かき起こし、刈出し、ぼう芽等により確実な更新を図ることができる樹種とし、針葉樹のほか、広葉樹についてはクヌギ、コナラ、ブナ、クリ、ケヤキ、ミズメ、ミズキ、イタヤカエデ、キハダ、ホオノキ、ミズナラ、その他高木性の郷土樹種を定める。

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる1～6年目頃に、良好なぼう芽について、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安としてぼう芽整理を行う。

天然下種更新については、笹や落葉落枝等の堆積等により更新が阻害されている場合には、末木枝条類の除去やかき起こし、あるいは稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、稚樹の発生が不十分な箇所においては植込みを行う等、天然更新補助作業を実施する。

なお、天然更新の対象樹種の生育し得る最大の立木本数として想定される本数（期待成立本数）は、10,000本/ha程度を標準とする。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新については、原則として5年以内に更新を図ることと

し、更新完了基準は次のとおりとする。また、現地状況に応じて天然更新補助作業の実施を検討する。なお、人工林を針広混交林へ誘導するための施業による天然更新については、保安林の指定施業要件の基準等によることも可能とする。

#### 更新完了基準

主林木の樹高が50cm以上で、立木度3以上(幼齢林分については収穫予想表上の期待成立本数の10分の3以上)をもって更新完了とする。

また、伐採後に更新すべき期間を超える伐採跡地については、早急に更新を図るものとする。

#### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において個々にその森林を定めることとする。

- ・ 種子を供給する母樹が周囲や林内に十分存在しない森林
- ・ 天然稚樹の生育が期待できない森林
- ・ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

### 3 間伐及び保育に関する基本的事項

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の健全化、立木の生育の促進及び利用価値の向上を図るため、市町村森林整備計画において間伐を計画する際の規範として、下表のとおり間伐基準を定めた。

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期（林齢）				間伐の方法（%、本）		
		初回	2回目	3回目	4回目以降	(間伐率(本数))		間伐本数
						初回	2回目	
スギ	中仕立て 3,000	14～ 18	19～ 26	27～ 32	長 伐 期 施 業	(20～30) 550～750	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
						(15～25) 400～600	(25～30) 500～700	(25～30) 300～500
	中仕立て 4,000	16～ 20	23～ 26	30～ 32		(20～30) 700～900	(30～40) 600～800	(30～40) 300～500
						(25～35) 700～900	(25～35) 500～700	(30～40) 300～500

※上表において、材積における間伐率は35%を超えないこととする

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

また、間伐本来の目的からすれば林木の生長に応じて弱度の定性間伐を繰り返し行なうことが最良であることを踏まえ、実行に当たっては立地条件、造林木の生育状況及び生産目標等を勘案し、時期、回数、作業方法等を決定するものとする。

(参考) スギ、ヒノキ林において最低限実施すべき間伐の時期及び回数

間伐基準表

樹種	植栽本数	間伐時期(林齢)			間伐の方法	
		初回	2回目	3回目以降	(間伐率(本数))	
					間伐本数	初回
スギ	中仕立て 3,000	18 ~ 22	28 ~ 32	長伐期施業	( 30 ~ 40 ) 800 ~ 1000	( 35 ~ 45 ) 600 ~ 800
					( 20 ~ 35 ) 600 ~ 800	( 30 ~ 40 ) 500 ~ 700
ヒノキ	中仕立て 3,000	18 ~ 24	30 ~ 36			

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、既往の保育方法等を勘案し、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として下表に示す保育基準を定めた。

保育の基準表

保育の種類	樹種	実施年齢・回数	備考
下刈	スギ ヒノキ	植栽の年から6年間、年1回以上行うこと。	造林木の高さが雑草類の草丈の約1.5倍になるまで行うこと。実施時期は6月上旬～8月上旬を目安とする。
	アカマツ カラマツ	植栽の年から5年間、年1回以上行うこと。	
つる切	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後除伐までの期間に繁茂する状況に応じて適時適切に行うこと。	クズの繁茂する箇所では、早期に処理すること。実施時期は6月～7月を目安とする。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	下刈終了後から15年生までの間に、造林木の生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所について1回～2回行うこと。	目的樹種以外であっても、生育状況及び将来の利用価値を勘案して、有用な林木については育成を図ること。
枝打ち	スギ ヒノキ	生産目標を考慮し、根元直径が6cm程度の時期に開始し、2回目以降は枝下径が6cm程度に生長した時期に地際から4～6m程度まで3～4回前後行うことを標準とし、1回当たりの枝打ち高さ1.5mを目安とすること。	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬を目安とする。

なお、本基準表は一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況及び生産目標等に即して効果的な時期、回数、作業方法等を十分検討の上、適切に実行

するものとする。

### (3) その他必要な事項

間伐対象林分の高齢級化が進む中で、原木の安定供給を一層促進するとともに、森林所有者の負担軽減を図っていくためには、利用間伐の推進が不可欠であることから、森林施業の集約化や合理的な路網整備、高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備を推進し、間伐材の利用拡大に積極的に取り組むこととする。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林とは、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進する森林であり、その森林の区域を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能/土壤保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）に区分して定めるものとする。

具体的な森林の区域及び施業の方法は、市町村森林整備計画において定めるものであるが、その設定にあたっては、自然的・社会的・経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるものとする。

なお、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能発揮に支障がないよう留意する必要がある。

#### ア 区域の設定の基準に関する指針

##### (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の重要な用水源の周辺に存する森林であって、水源涵養機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

###### a 地形

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 渓床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

###### b 気象

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域
- c その他
  - 大面積の伐採が行われがちな地域

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能）

山腹崩壊等により、人命・人家等施設への被害を及ぼすおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備など、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として、次の条件のいずれかに該当する森林

- a 地形
  - (a) 傾斜が急な箇所であること。
  - (b) 傾斜の著しい変移点を持っている箇所であること。
  - (c) 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。
- b 地質
  - (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
  - (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
  - (c) 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
  - (d) 流れ盤となっている箇所であること。
- c 土壤等
  - (a) 火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。
  - (b) 土層内に異常な滯水層がある箇所であること。
  - (c) 石礫地から成っている箇所であること。
  - (d) 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）

日常生活に密接な関わりを持つ里山等において、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林であって、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
(保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能)

保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息している森林であって、保健・レクリエーション／文化／生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として、次のいずれかに該当する森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- d 希少な生物の保護のため必要な森林

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能）については、伐期の間隔を拡大するとともに、伐採面積の規模を縮小した皆伐を行い、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行う。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能／土壤保全機能）、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能）、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）のうち、その機能の高度発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を行うものとし、それ以外の森林については択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても機能の

確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とする。なお、長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、希少な生物の保護のために必要な森林については、原則として択伐による複層林施業を選択するものとする、また、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業をすべきものについては、その旨を定めるものとする。

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の設定基準及び森林施業の方法については、次のとおりとする。

### ア 区域の設定の基準に関する指針

木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林  
(木材等生産機能)

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。

なお、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、公益的機能別施業森林との重複を認めるものとし、この場合、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

### イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

### (3) その他必要な事項

該当なし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとめ等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ、主伐をはじめ木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、森林施業や木材輸送の効率化を担う幹線となる「林道」、支線として林道の機能を補完する「林業専用道」、林道及び林業専用道と施業地とを直結する「森林作業道」からなる路網を整備することにより、高性能林業機械の活用等による低コストで効率的な作業システムに対応していくこととする。

特に、林道の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて林業専用道との役割分担を図り、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を行うなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

また、林道の改良については、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、林産物の輸送コストの低減等の効果を分析し、費用対効果の観点から計画的かつ効率的に整備を行う。

#### ○ 基幹路網の現状

(路線、k m)

区分	路線数	延長
基幹路網	309	1, 064
うち林業専用道	11	12

注) 平成28年度開設見込み量を含む

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次のとおり設定する。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網密度の水準と作業システムの考え方を踏まえ、基幹路網の整備と併せて森林施業の集約化による効率的な森林施業を実施するための路網整備に重点的に取り組む。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網整備を図る観点から、林道規程、山梨県林業専用道作設指針、山梨県森林作業道作設指針に則り開設する。

### (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

### (6) その他必要な事項

該当なし。

## **6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項**

森林施業の合理化を図るため、県、市町村、森林組合等が中心となって、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と県有林、国有林との緊密な連携体制の構築に取り組み、次によりその推進を図ることとする。

### **(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の 共同化に関する方針**

森林所有者等の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、情報の提供や助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林所有者等の情報の整備・提供や、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとする。

また、適切な森林施業を確保していく上で、複数の森林所有者の施業を取りまとめていくことが効率的であることから、市町村職員、集落のリーダー、森林組合等林業事業体、森林施業プランナー、森林総合監理士（フォレスター）などにより、地域の森林管理や林業経営のあり方について森林所有者の合意形成を図り、施業の集約化に向けた普及・啓発活動を強化する。

更に、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

併せて、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林情報の収集、関係者による情報の共有に努めるとともに、森林経営計画の作成などを通じて計画的な施業の実施に繋げていくこととする。

## (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

### ア 林業事業体の体質強化

本計画区内においては、現在3つある森林組合や各林業事業体等の組織・経営基盤の強化が必要である。このため、これらの林業事業体における業務執行体制の充実等による体質強化を図るとともに、森林所有者の意向を踏まえた施業提案に基づき所有者との森林経営委託契約を結ぶ提案型集約化施業を普及・定着させることにより、間伐をはじめとする森林整備の適確な実施に努めるものとする。

また、地域内の林業事業体が連携して事業量の確保に努めるとともに、協業化による組織・経営基盤の強化や、路網と高性能林業機械の組み合わせによる低コスト施業への取り組みによる事業の効率化、また市町村、森林組合等への森林G I Sの導入及び相互の森林情報の共有等を推進するものとする。

さらに、素材生産を行っている森林組合等の林業事業体では、高性能林業機械による機械化などを進めることにより労働生産性の向上を図っていくものとする。

### イ 林業従事者の養成・確保

森林施業の効率化に向けて、提案型集約化施業を実践できる技術の習得や能力の向上のための研修等により、林業就業者のキャリア形成支援を進めるなどフォローアップ体制の強化を図っていく。

さらに、山梨県林業労働センターによる新規就労者の受託募集や、高度な林業技術や先進的な林業経営に関する多様な技術研修等を活用し、造林から伐採まで幅広い技術・知識を有する人材の育成に努めるものとする。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

#### ア 高性能林業機械の導入の促進

本計画区の林業事業体による高性能林業機械保有状況は、平成26年度末現在でリースによるものも含め、プロセッサ4台、ハーベスター6台、フォワーダ5台、タワーヤーダ1台、スイングヤーダ4台、その他高性能林業機械3台となっている。今後の主伐や利用間伐の推進にこうした高性能林業機械を活用していくことにより、機械稼働率の向上に努めるとともに、地域に適したさらなる機械導入の促進を図り、施業の低コスト化を推進する。併せて、県などによる講習会の開催等を通じてオペレーターの養成を図ることとする。

#### イ 低コスト作業システムの推進

低コスト作業システムの推進を図るため、作業条件に応じた複数の機械の組み合わせや作業方法を適切に選択する必要があることから、地形や路網密度に応じた低コスト作業システムの基準を表4-6-1、4-6-2により設定した。なお、これらを実際の作業現場に適用する場合は、経営形態や地域の特性なども考慮して選択する必要がある。

表4-6-1 コスト作業システムの分類例（山梨県森林総合研究所作成）

①	ハーベスター+（グラップル）+フォワーダ	車両系
②	チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
③	チェーンソー+グラップル（ワインチ）木寄せ+プロセッサ+フォワーダ	
④	チェーンソー+（グラップル）+スキッダ+プロセッサ	
⑤	チェーンソー+プロセッサ+フォワーダ	
⑥	チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	架線系
⑦	チェーンソー+タワーヤーダ+プロセッサ+（フォワーダ）	

表-4-6-2 低コスト作業システム選択表(山梨県森林総合研究所作成)

傾斜	路網密度	最適と見込むシステム	備考
緩	密	①	車両系
		②	
	中	③	
		④	
中	密	⑤	車両系
		②	
	中	③	
		⑥	
急	密	③	車両系
	中	⑥	架線系
	疎	⑦	

〈傾斜〉 緩:20° 未満 中:20° 以上~30° 未満 急:30° 以上

〈路網密度〉 密:100m/ha以上 中:50m/ha以上~100m/ha未満 疎:50m/ha未満

## 低成本作業システムの例

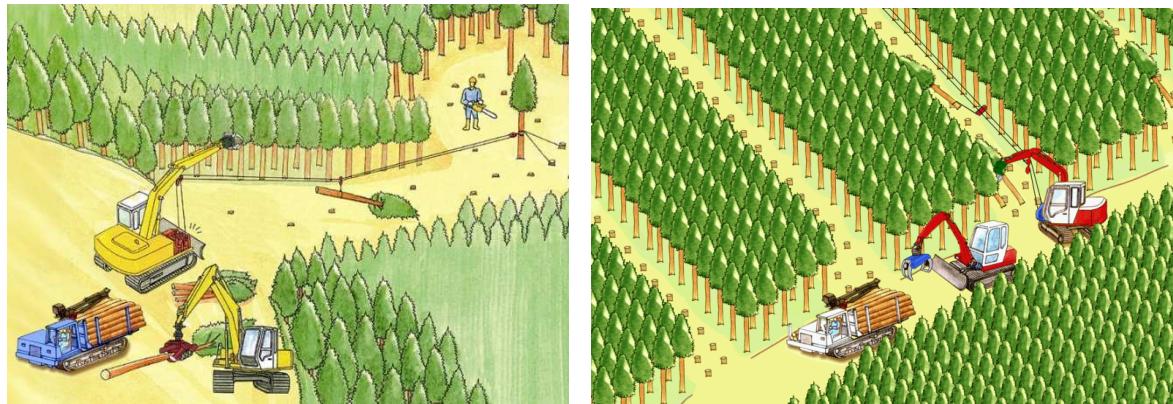
### 1. チェーンソー+グラップル木寄せ+プロセッサ+フォワーダ…②

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 グラップル
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 フォワーダ



### 2. チェーンソー+スイングヤーダ+プロセッサ+(フォワーダ)…⑥

- ・伐倒 チェーンソー
- ・集材 スイングヤーダ
- ・造材 プロセッサ
- ・運材 (フォワーダ)…林道敷を土場敷とし、造材後はトラック輸送を目指す



#### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材流通の合理化、県産材の利用拡大

森林施業プランナーによる施業の集約化、事業体や森林組合の連携強化等による低コスト作業システムの構築に加え、流域を単位とした計画的な木材生産による県産材の流通体制の整備を推進していくことで、木材の安定供給体制の整備に努めるものとする。

また、管内の素材生産業者、製材工場、工務店等の連携を促進し、県内のみならず木材の大消費地である首都圏等に対しての「FSCブランド」「やまなし水源地ブランド」等の戦略的な売り込みや、生産履歴が明確な県産材を証明する「県産材認証制度」の普及に取り組むことで、県産材の利用拡大につなげる。

##### イ 木材加工の合理化

建築士、工務店が安心して使用でき、建築基準法にも対応した品質の確かな県産材を低コストで供給していくため、山梨県森林総合研究所による技術指導や木材加工事業者との共同研究などを促進し、乾燥や製材の技術向上を図るとともに、製材事業者間の連携等による施設整備を推進することで、木材加工の合理化を図る。

##### ウ 需要者と生産・流通・加工を通じた関係者との連携

県産材の消費拡大対策の一環として進められている地域の設計士や大工・工務店、森林所有者、木材加工業者等の連携による顔の見える木材での家づくりを促進し、環境に優しく、地域や流域の風土に合った資材である県産材の利用を推進していく。

また、「山梨県内の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、市町村との連携を図りながら、流域のシンボルとなる公共建築物等の木造化・木質化を推進するとともに、公共土木工事における県産材利用の推進を図る。

##### エ その他

製材加工の過程で排出される端材やオガ粉などの製材残材や、森林の伐採過程で発生する曲がり材、末木枝条、未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーとして利用していくため、チップ・ペレットへの加工施設や木質燃料ボイラ等の木質バイオマス利用施設の整備を推進する。

## (5) その他必要な事項

該当なし。

## 第4 森林の保全に関する事項

森林の土地の保全については、本計画書のⅡ－第2に定める「森林の整備及び保全の目標、基本方針等に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の適正な運用に努める。

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の土地の形質の変更により発生する種々の災害を未然に防止するため、山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林を高度に發揮させる必要のある森林、保安林、保安施設地区の森林を林地の保全に特に留意すべき森林として別表のとおり定める。

#### (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし。

#### (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石または樹根の採掘、開墾その他土石の切取、盛土等の土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容を勘案して、その実施地区の選定を行うものとする。

土石の切取、盛土等を行う場合は、適切な勾配を確保することとし、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設及び地表流下水または地中水を適切に処理するための排水施設を設ける。

その他、土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全処置を講ずるものとする。

#### (4) その他必要な事項

土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、気象等の自然環境、過去に発生した災害及び周辺における土地利用、水利用、景観等を総合的に勘案し、森林の有する土砂の流出・崩壊の防止、水源涵養等の機

能の維持が図られるよう十分留意した上で森林の適切な利用を行うものとする。

(別表)

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区の面積等

区分		所在地区(林班)	
		全指定	一部指定
中北林務	県有林	3,7,9~13,15~19,26~27,29,32~33,35~38,43,45,48,51~63,65~66,80,91~94,97~98,104~105,108,401~410,412~417,419~420,422~423,425,427~470,473,476~477,481~483,485~487,491~494,498~500,503~504,516,531~532,534~537,541,544~545,547,550,555,558,562~564,638~640	1~2,4~6,8,14,20~25,28,30~31,34,39~42,44,46~47,49,50,64,67~79,81~90,95~96,99~100,133~137,411,418,421,426,471,474~475,478~480,484,490,495~497,501~502,508,510,513~514,517~519,522~526,528,533,538~540,542~543,546,548~549,551,553~554,556~557,559~561,565~578,580~583,636
	甲府市	40,101~122,201~202,204,206~215,401,408~410	1~7,9,11,13~26,34~36,38~39,41,203,205,302~306,402~403,405~407,411~415
	韮崎市	2,7~16,19~20,26,28,30~36,45~46,49	3~6,17~18,21~25,27,29,37~41,43~44,48,50~51,55,58~59,61~68,72,74~75,77~80,82,86~87,90
	南アルプス市	1~2,104~105,302~303,305,307,313~314,317~318	3~5,101~103,106,201~203,301,304,306,308~309,311~312,315~316,319~321
	北杜市	510~511,515~517,519,523~524,526,528	1,3,5~7,10~11,101~102,104~105,110,113,115~119,202~204,207,212~213,219~220,227~230,232~237,240~244,248,250~251,253~266,268,270~271,273~274,301~302,304~308,313~322,402,405~408,410,501~504,506~509,512~514,518,520~522,527,530,601~606,608,701~705
	甲斐市	無し	3~20,22~25,109
嶺東林務	中央市	1,3,6	4,5,7
	県有林	17~19,32,35~41,43~46,48~49,51~63,65~67,74~81,93~96,98~106,109~124,126,129,131,138,140	1~4,8~16,20~31,33~34,42,47,50,64,68~71,73,82~92,97,125,127~128,130,132,139
	山梨市	9,111~113,116~117,123~129,134,201~246,250,255~266,270~277,284~288	1~3,7~8,10,13,105,108~110,114~115,118~122,130~133,247~249,251~254,267~269,278~283
	笛吹市	201~209,303~307,310~315,317,320,323,325,328~330,601,605~611,613,616~620	1,3,101,301~302,308~309,316,318~319,321~322,324,326~327,401,403,406~407,502~503,505~508,602~604,612,614
	甲州市	1,15~16,105~106,108,113~129,132~136,141~159,161~163,207,301~314,316,901	2~4,7,9~13,17~19,21~26,101~104,107,109~112,130~131,137~140,160,201~206,208,315,317

区分		面積		
		全指定	一部指定	計
計画区総数		72,321	35,706	108,027
県有林総数		47,516	27,070	74,586
民有林総数		24,806	8,635	33,441
中北林務	県有林	32,178	18,016	50,193
	計	8,846	4,274	13,119
	甲府市	4,154	708	4,862
	韮崎市	2,735	721	3,457
	南アルプス市	900	437	1,337
	北杜市	895	2,158	3,052
	甲斐市	0	165	165
嶺東林務	中央市	162	85	247
	県有林	15,338	9,055	24,393
	計	15,960	4,362	20,322
	山梨市	5,671	1,251	6,922
	笛吹市	3,957	1,055	5,012
	甲州市	6,333	2,056	8,388

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、本計画書のⅡ計画事項の第2に定める「森林の整備及び保全の目標に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の整備に関する事項」に即し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配置状況等を踏まえ、水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林に重点を置いて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

また、山地災害の未然防止を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽や本数調整伐等の保安林の整備を行う。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、保安林の指定により対応することとし、新たな保安施設地区の指定は行わない。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害のおそれが高まっていることを踏まえ、事前防災・減災の考え方方に立ち、山地災害危険地区等の緊急に実施を必要とする荒廃地において、渓間工、山腹工等の治山施設の整備を地域特性等に応じて計画的に推進する。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、貴重な野生動植物の生育・生息環境の保全や環境に配慮した工法の導入等により自然に優しい治山施設の設置に努める。

また、こうした整備に加え、関係機関が連携した流域保全のための取り組みや、地域における避難体制の整備などのソフト対策、山地災害の減災に向けた効果的な対策などを講じていく。

さらに、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配置による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努める。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件を全て満たす森林については、当該保安林を特定保安林として指定し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して当該目的に即した機能の確保を図るものとする。

また、特定保安林の区域内で、特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。要整備森林の対象とする森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育の状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壤等の自然条件、林道等の整備の状況、指定施業要件の内容等から森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれる森林とする。なお、治山事業の対象地等の、森林所有者等に施業を行わせることが困難又は不適当な森林については、要整備森林の対象とはしないものとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壤が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうつ閉せず、又はうつ閉するまで長期間を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壤の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能が確保されるよう早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壤等の自然的条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

#### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の整備や標識の設置等を適正に行うものとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の設定及び鳥獣害の防止の方法については、市町村森林整備計画において定めるものとするが、その指針として次により区域の設定の基準及び鳥獣害の防止の方法に関する方針等を定めた。

##### ア 区域の設定の基準

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカとするが、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣を対象とすることができます。

鳥獣害防止森林区域の対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のある森林であって、人工林を基本として設定するが、地域における森林資源の状況に応じて天然林も含めることができる。

また、鳥獣害防止森林区域は林班単位に対象鳥獣別に設定するが、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

この際、関係行政機関等と連携して対策することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める必要がある。

## (2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認については、必要に応じて現地調査による他、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

## 4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫による被害対策にとしては、未然防止及び早期発見、早期駆除に努めることを基本とする。

特に、ナラ枯れについては、県内の被害は確認されていないが、隣接県では被害が確認されており、初期の段階での防除が特に重要となることから、病原菌を媒介するカシノナガキクイムシの情報をトラップ調査等により収集するなど、事前の体制を整備し被害の未然防止を図ることとする。

また、本計画区内の松くい虫による被害については、横ばいであるが、被害が高標高地に移行する傾向にあり、引き続き適切な防除を図るため、被害木の伐倒駆除及び樹幹注入等の予防措置の一層の推進を図ることとする。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域の対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえた捕獲や、市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置や、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事による森林被害を未然に防止するため、林内歩道や啓発のための標識板等の整備や、森林巡視等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

特に、林野火災の防止については、12月～5月の山火事が発生しやすい時期を中心に「山火事防止パトロール」を実施し、地域住民や入山者に対する

防火意識の啓発等を行う。

#### (4) その他必要な事項

造林のための地ごしらえや害虫駆除のため火入れを行う場合は火入れに関する条例や市町村森林整備計画に定める留意事項に従い、所在市町村長の許可を得て行う。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の規定に基づき、次の事項を指針として、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる森林について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることができる。

### 1 保健機能森林の区域の基準

次の①～⑤の全ての要件を満たしている森林について保健機能森林の区域を設定することができる。

- ①湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種、林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等の保健機能の高い森林であること。
- ②地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設を一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適當であること。
- ③施業の担い手となる林業事業体等が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能であること。
- ④その森林の区域内における施設の整備の状況及び見込み等からみて森林所有者による施設の整備が行われる見込みがあること。
- ⑤施設の設置により、その森林の現に有する保健機能以外の県土保全等の諸機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養<sup>かん</sup>、県土保全等の機能の低下を補完する役割を有していることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業などにより優れた自然景観等の特色を踏まえた多様な森林の施業を行う。

また、森林所有者、森林組合等森林施業の担い手が連携して森林の施業を行う。

## (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて各種施設を適切に整備することによって、森林の保健機能の増進が適切に図られるよう努める。

整備する施設の具体的な内容としては、多数の利用者が見込まれる次の施設であることとする。

①休養施設、②教養文化施設、③スポーツ又はレクリエーション施設、④宿泊施設、⑤①～④までに掲げる施設の利用上必要な施設

## (3) その他必要な事項

### ア 保健機能森林の管理・運営の方針

(ア) 保健機能森林の管理・運営にあたっては、森林の保全及び施設の維持・管理並びにこれらの実施体制の確立に努めること。

(イ) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努めるとともに、防火体制の整備及び防火施設の設置を図ること。

(ウ) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。

### イ 自然環境の保全及び国土の保全

保健機能森林の設定、整備にあたっては、森林の現況、周辺における土地利用の状況等から、当該森林の自然環境保全及び県土保全の機能の把握に努め、自然環境の保全及び土砂流出・洪水発生の防止等県土の保全に配慮すること。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:百m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	16,766	15,799	967	8,016	7,335	681	8,750	8,464	286
前半5ヵ年の計画量	8,089	7,625	464	3,868	3,539	329	4,221	4,086	135

### 2 間伐面積

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	13,300
前半5ヵ年の計画量	6,400

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,646	4,378
前半5ヵ年の計画量	794	2,111

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:km

区分	開設		改築		改良		舗装	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
計画総数	63	78.5	39	93.1	209	66.5	119	79.7
前半5ヵ年の計画量	23	57.6	2	18.1	42	21.2	13	26.4

詳細については、別紙一覧表のとおり。

## 別紙

### ① 開設

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲府市	見越沢	0.3	95			
〃	〃	〃	〃	奥御岳支線	0.4	105			
〃	〃	林業専用道	〃	竹日向1号支線	0.9	232			
〃	〃	〃	〃	王岳1号線支線	0.9	115			
〃	〃	〃	〃	奥仙丈2号支線	1.7	51	○		
開設(改築)	〃	林道	〃	御岳	(1.1)	4581			
〃	〃	〃	〃	野猿谷	(2.0)	1299			
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	(1.0)	597			
小計				(3)	(4.1)				
				5	4.2				
開設	自動車道	林道	韮崎市	鳥居峠	2.1	123	○		
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	1.9	46	○		
〃	〃	〃	〃	小字沢1号支線	2.1	58	○		
〃	〃	〃	〃	小字沢2号支線	1.1	71	○		
開設(改築)	〃	〃	韮崎市	御庵沢小武川	(1.0)	3,173			
〃	〃	〃	〃	小武川	(4.0)	1,749			
〃	〃	〃	〃	小字沢	(4.0)	321			
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	(2.0)	329			
小計				(4)	(11.0)				
				4	7.2				
開設	自動車道	林道	南アルプス市	築山	0.3	60			
〃	〃	〃	〃	高尾山支線	0.8	75			
〃	〃	〃	〃	秋山	0.3	56			
開設(改築)	〃	〃	〃	櫛形山	(4.5)	2,459			
〃	〃	〃	〃	御庵沢小武川	(1.8)	3,655			
〃	〃	〃	〃	南アルプス	(8.1)	13,691	○		
〃	〃	〃	〃	高尾山	(4.6)	282			
〃	〃	〃	〃	南高尾山	(1.2)	411			
小計				(5)	(20.2)				
				3	1.4				
開設	自動車道	林道	北杜市	大平	0.5	112			
〃	〃	〃	〃	篠鉢山	0.3	89			
〃	〃	〃	〃	加久保沢	0.3	53			
〃	〃	〃	〃	笠無	0.3	87			
〃	〃	〃	〃	瑞牆平	0.3	96			
〃	〃	林業専用道	〃	大平1号支線	0.5	21	○		
〃	〃	〃	〃	大平2号支線	0.5	23			
〃	〃	〃	〃	井富1号支線	0.5	23			
〃	〃	〃	〃	井富2号支線	0.5	53			
〃	〃	〃	〃	和田1号支線	0.3	31			
〃	〃	〃	〃	観音峠1号支線	1.1	66	○		
〃	〃	〃	〃	観音峠2号支線	0.5	32			
〃	〃	〃	〃	三沢1号支線	0.4	13			
〃	〃	〃	〃	三沢2号支線	0.4	13			
〃	〃	〃	〃	三沢3号支線	0.3	10			
〃	〃	〃	〃	松平1号線	0.5	32			
〃	〃	〃	〃	松平1号支線	0.6	45			
〃	〃	〃	〃	黒森1号支線	0.5	32			
〃	〃	〃	〃	本谷釜瀬1号支線	0.5	26			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	北杜市	本谷1号支線	0.6	32			
〃	〃	〃	〃	檜山1号支線	0.5	54			
〃	〃	〃	〃	檜山小森川1号支線	0.5	48			
〃	〃	〃	〃	檜山小森川2号支線	0.3	22			
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳1号支線	0.3	26			
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川1号支線	0.8	80			
〃	〃	〃	〃	釜無川1号支線	0.5	32			
開設(改築)	林道	〃	日向日影	(1.1)	185				
〃	〃	〃	周先ヶ原	(1.0)	245				
〃	〃	〃	小川山	(3.0)	624				
〃	〃	〃	檜山	(1.0)	559				
〃	〃	〃	小森川	(1.0)	907				
〃	〃	〃	茅ヶ岳	(4.0)	255				
〃	〃	〃	並木上	(1.0)	371				
〃	〃	〃	古杣川	(1.0)	808				
〃	〃	〃	雨乞尾白川	(3.0)	2,288				
〃	〃	〃	釜無山	(0.5)	672				
〃	〃	〃	白須	(0.8)	72				
〃	〃	〃	本村	(0.6)	50				
〃	〃	〃	神宮	(1.0)	224				
〃	〃	〃	滝道川	(0.5)	91				
〃	〃	〃	田沢上	(0.5)	116				
〃	〃	〃	釜無川右岸	(2.0)	2,024				
小計				(16) 26	(22.0) 12.3				
開設	自動車道	林道	甲斐市	安寺下福沢	0.5	75			
開設(改築)	〃	〃	〃	寺平千田	(1.5)	113			
小計				(1) 1	(1.5) 0.5				
開設	自動車道	林道	山梨市	乾徳山	5.1	1,237	○		
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	10.6	1,334	○		
〃	〃	〃	〃	塚本山	2.7	214	○		
〃	〃	〃	〃	仏沢	0.3	82			
〃	〃	〃	〃	徳和大平	0.3	69			
〃	〃	林業専用道	〃	川上牧丘1号支線	1.6	180	○		
開設(改築)	林道	〃	川上牧丘	(10.0)	27,777	○			
〃	〃	〃	〃	杣口	(9.3)	1,553			
〃	〃	〃	〃	鷦冠山	(3.0)	4,349			
〃	〃	〃	〃	乾徳山	(1.0)	1,237			
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	(3.0)	701			
小計				(5) 6	(26.3) 20.6				
開設	自動車道	林道	笛吹市	崩山稻山	0.5	214			
〃	〃	〃	〃	鶯宿中芦川	2.3	267	○		
〃	〃	〃	〃	大松沢	2.9	119	○		
〃	〃	林業専用道	〃	兜山1号支線	0.5	100			
開設(改築)	林道	〃	蕪入上芦川	(2.0)	1,174				
〃	〃	〃	〃	大窪鶯宿	(0.5)	720			
小計				(2) 4	(2.5) 6.2				
開設	自動車道	林道	甲州市	中道沢	1.9	253	○		
〃	〃	〃	〃	源次郎	4.0	360	○		
〃	〃	〃	〃	大洞沢	0.3	98			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	甲州市	大見山	0.3	101			
〃	〃	〃	〃	思若美	0.3	73			
〃	〃	〃	〃	大ダル	0.8	152			
〃	〃	〃	〃	高芝	0.5	120	○		
〃	〃	〃	〃	日川左岸	4.1	159	○		
〃	〃	〃	〃	黒岳線	2.1	115	○		
〃	〃	林業専用道	〃	日川1号支線	2.5	113	○		
〃	〃	〃	〃	一の平1号支線	2.5	150	○		
〃	〃	〃	〃	嵯峨塩深沢1号支線	2.8	160	○		
〃	〃	〃	〃	砥山1号支線	2.0	120	○		
〃	〃	〃	〃	鈴庫山1号支線	2.0	98	○		
開設(改築)	〃	林道	〃	菱山深沢	(1.6)	876			
〃	〃	〃	〃	砥山	(1.0)	217			
〃	〃	〃	〃	泉州横手山	(2.9)	2678			
小計				(3)	(5.5)				
				14	26.1				
開設合計				(39)	(93.1)				
				63	78.5				

## ② 改良

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	甲府市	野猿谷	0.8	1,299	○	
〃	〃	〃	〃	御岳	0.3	4,581		
〃	〃	〃	〃	荒川	0.5	963	○	
〃	〃	〃	〃	塔岩	0.8	418	○	
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	0.5	597	○	
〃	〃	〃	〃	高成	0.3	460		
〃	〃	〃	〃	木賊	0.3	462		
〃	〃	〃	〃	奥御岳	0.2	1,156		
〃	〃	〃	〃	滝戸山	0.2	351		
〃	〃	〃	〃	池ノ平	0.2	530		
〃	〃	〃	〃	竹日向	0.2	94		
〃	〃	〃	〃	深草	0.2	31		
〃	〃	〃	〃	王岳	0.3	315		
〃	〃	〃	〃	折八古関	0.5	1,230		
〃	〃	〃	〃	心経寺	0.2	175		
〃	〃	林業専用道	〃	奥仙丈2号支線	0.5	51	○	
小計				16	6.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	御庵沢小武川	0.8	3,655		
〃	〃	〃	〃	御座石	0.8	318	○	
〃	〃	〃	〃	小字沢	0.8	466	○	
〃	〃	〃	〃	小武川	0.8	1,593	○	
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	0.3	329	○	
〃	〃	〃	〃	御所	0.3	232		
〃	〃	〃	〃	小武川支線	0.5	343	○	
〃	〃	〃	〃	戸沢	0.3	323		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	韮崎市	清哲	0.2	386		
〃	〃	〃	〃	三之蔵	0.3	213		
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.3	309		
〃	〃	〃	〃	青木沢	0.3	685		
〃	〃	〃	〃	旭山	0.3	55		
〃	〃	林業専用道	〃	御座石1号支線	0.9	46	○	
〃	〃	〃	〃	小字沢1号支線	0.5	58	○	
小計				15	7.4			
拡張(改良)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	0.8	3,655		
〃	〃	〃	〃	御庵沢	0.5	493	○	
〃	〃	〃	〃	櫛形山	1.0	2,459	○	
〃	〃	〃	〃	塩沢	0.4	168		
〃	〃	〃	〃	塩前第二	0.8	87	○	
〃	〃	〃	〃	南アルプス	1.2	13,691	○	
〃	〃	〃	〃	大樺沢	0.5	714	○	
〃	〃	〃	〃	桃ノ木鳩打	0.8	285	○	
〃	〃	〃	〃	沓沢	0.5	109	○	
〃	〃	〃	〃	鳩打	1.0	428		
〃	〃	〃	〃	櫛形山支線	0.5	253	○	
〃	〃	〃	〃	高室川	1.0	213		
〃	〃	〃	〃	大和川	1.0	334		
〃	〃	〃	〃	城山	0.5	196		
〃	〃	〃	〃	甲西	0.3	145		
〃	〃	〃	〃	高尾伊奈ヶ湖	0.5	192		
〃	〃	〃	〃	塩沢川	0.5	79		
〃	〃	〃	〃	前坂下下安通	0.5	42	○	
小計				18	12.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	0.5	255		
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳	0.5	651		
〃	〃	〃	〃	横尾山	0.5	1,205		
〃	〃	〃	〃	本谷釜瀬	0.3	3,293	○	
〃	〃	〃	〃	前山大明神	0.5	1,136		
〃	〃	〃	〃	観音峠大野山	0.8	2,215	○	
〃	〃	〃	〃	高須	0.4	211		
〃	〃	〃	〃	比志海岸寺	0.3	618		
〃	〃	〃	〃	日向日影	0.3	185		
〃	〃	〃	〃	櫻山	0.3	559		
〃	〃	〃	〃	周先ヶ原	0.2	245		
〃	〃	〃	〃	小森川	0.3	907	○	
〃	〃	〃	〃	本谷	0.2	879		
〃	〃	〃	〃	富士見平	0.3	486		
〃	〃	〃	〃	小川山	0.3	624		
〃	〃	〃	〃	黒森	0.2	164		
〃	〃	〃	〃	湯沢	0.3	483		
〃	〃	〃	〃	櫻山小森川	0.2	181	○	

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	北杜市	奥 山	0.2	159		
〃	〃	〃	〃	日向第2支線	0.2	86		
〃	〃	〃	〃	松 平	0.2	346		
〃	〃	〃	〃	大 野 山	0.2	34		
〃	〃	〃	〃	みずがき	0.3	163		
〃	〃	〃	〃	大 和	0.2	141		
〃	〃	〃	〃	神戸東小尾	0.2	95		
〃	〃	〃	〃	馬 場	0.3	81		
〃	〃	〃	〃	岩 下	0.2	335		
〃	〃	〃	〃	三 沢	0.2	267		
〃	〃	〃	〃	松 尾	0.2	80		
〃	〃	〃	〃	檍山伊利	0.2	97		
〃	〃	〃	〃	三沢高須	0.2	50		
〃	〃	〃	〃	和田東小尾	0.2	104		
〃	〃	〃	〃	清里川俣	0.2	120		
〃	〃	〃	〃	旭 山	0.2	53		
〃	〃	〃	〃	古 桧 川	0.2	808		
〃	〃	〃	〃	並 木 上	0.2	371		
〃	〃	〃	〃	川 俣	0.3	726	○	
〃	〃	〃	〃	押 出	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	下 笹 尾	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	釜無川右岸	0.5	2,024		
〃	〃	〃	〃	雨乞尾白川	0.3	2,288	○	
〃	〃	〃	〃	尾 白 川	0.6	1,581		
〃	〃	〃	〃	釜 無 山	0.6	790		
〃	〃	〃	〃	大 武 川	0.2	1,345		
〃	〃	〃	〃	桑 の 木 沢	0.2	947		
〃	〃	〃	〃	内 山	0.2	182	○	
〃	〃	〃	〃	平 久 保	0.2	142		
〃	〃	〃	〃	鳥 原	0.5	186		
〃	〃	〃	〃	横 手	0.3	32		
〃	〃	〃	〃	大 坊	0.3	35		
〃	〃	〃	〃	滝 道 川	0.3	91		
〃	〃	〃	〃	神 宮	0.3	224		
〃	〃	〃	〃	流 川	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	大 平	0.3	247		
〃	〃	〃	〃	大 目 沢	0.2	46		
〃	〃	〃	〃	白 州 中 山	0.3	148		
〃	〃	〃	〃	石 空 川	0.2	544		
〃	〃	〃	〃	精 進 ケ 滝	0.3	1,217		
〃	〃	〃	〃	下 来 沢	0.3	211		
〃	〃	〃	〃	小 林	0.2	24		
〃	〃	〃	〃	木 綿 沢	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	大 沢	0.2	106		
〃	〃	〃	〃	武 川 中 山	0.3	168		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	北杜市	軽井沢	0.1	18		
〃	〃	〃	〃	真原	0.1	7		
〃	〃	〃	〃	大平	0.2	138		
〃	〃	〃	〃	小武川	0.2	1,749		
〃	〃	〃	〃	正樂寺三之藏	0.2	161		
〃	〃	〃	〃	甲川	0.2	98		
〃	〃	〃	〃	後森	0.2	45		
〃	〃	〃	〃	井富1号	0.1	88		
〃	〃	〃	〃	田沢	0.1	52		
〃	〃	〃	〃	曲足	0.2	125		
〃	〃	〃	〃	大坊	0.1	35		
小計				74	20.0			
拡張(改良)	自動車道	林道	甲斐市	観音峠大野山	0.5	2215	○	
〃	〃	〃	〃	大明神	0.3	272		
〃	〃	〃	〃	漆戸	0.2	85		
〃	〃	〃	〃	打返	0.3	185		
〃	〃	〃	〃	菅口	0.3	170		
〃	〃	〃	〃	安寺沢	0.4	302		
〃	〃	〃	〃	千田	0.2	90		
〃	〃	〃	〃	寺平千田	0.3	113		
小計				8	2.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	中央市	大鳥居	0.5	476		
小計				1	0.5			
拡張(改良)	自動車道	林道	山梨市	水ヶ森	0.3	1,613		
〃	〃	〃	〃	川上牧丘	0.3	2,777		
〃	〃	〃	〃	乾徳山	0.3	1,237		
〃	〃	〃	〃	鷄冠山	0.5	4,349		
〃	〃	〃	〃	黒金山徳和	0.2	701		
〃	〃	〃	〃	一つ木木水ヶ森	0.3	118		
〃	〃	〃	〃	棚沢	0.3	182		
〃	〃	〃	〃	余沢	0.2	192		
〃	〃	〃	〃	黒金山	0.3	858		
〃	〃	林業専用道	〃	川上牧丘1号支線	0.5	180	○	
〃	〃	〃	〃	東山中部	0.3	1,329		
〃	〃	〃	〃	鈴庫山	0.3	1,989		
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	0.2	1,334		
〃	〃	〃	〃	神峰	0.3	189		
〃	〃	〃	〃	花後	0.1	70		
〃	〃	〃	〃	神峰沢	0.2	160		
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.2	175		
〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62		
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.3	215		
〃	〃	〃	〃	小檜山	0.2	130		
〃	〃	〃	〃	柄な代	0.1	40		
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.1	103		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林業専用道	山梨市	境沢	0.2	80		
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.2	52		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.3	100		
〃	〃	〃	〃	滝返	0.2	47		
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.1	75		
〃	〃	〃	〃	不定口	0.1	52		
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ森支線	0.1	94		
〃	〃	〃	〃	雷	0.2	200		
〃	〃	〃	〃	徳和	0.3	200		
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.2	38		
小計				32	7.6			
拡張(改良)	自動車道	林道	笛吹市	蕪入沢上芦川	0.3	1,174		
〃	〃	〃	〃	黒坂里道	0.2	352		
〃	〃	〃	〃	大窪鷺宿	0.3	720		
〃	〃	〃	〃	荔置沢	0.2	169		
〃	〃	〃	〃	金山沢	0.3	265		
〃	〃	〃	〃	京戸	0.3	735		
〃	〃	〃	〃	大松沢	0.2	65	○	
〃	〃	〃	〃	京戸支線	0.2	25		
〃	〃	〃	〃	大積寺	0.1	400		
〃	〃	〃	〃	大窪鷺宿	0.3	720		
〃	〃	〃	〃	神座山	0.2	625		
〃	〃	〃	〃	達沢山	0.1	270		
〃	〃	〃	〃	水ヶ沢	0.1	126		
〃	〃	〃	〃	沢妻	0.1	481		
〃	〃	〃	〃	入沢	0.2	130		
〃	〃	〃	〃	名所山	0.2	72		
小計				16	3.3			
拡張(改良)	自動車道	林道	甲州市	京戸岩崎山	0.2	860	○	
〃	〃	〃	〃	菱山深沢	0.2	1,102	○	
〃	〃	〃	〃	大藏沢大鹿	0.3	1,224	○	
〃	〃	〃	〃	鈴庫山	0.2	1,989	○	
〃	〃	〃	〃	土室日川	0.1	1,813		
〃	〃	〃	〃	嵯峨塩深沢	0.2	512	○	
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木	0.5	939	○	
〃	〃	〃	〃	一の平	0.2	218		
〃	〃	〃	〃	竹森	0.1	365		
〃	〃	〃	〃	日川	0.3	696		
〃	〃	〃	〃	小屋敷	0.2	366		
〃	〃	〃	〃	大滝	0.1	62		
〃	〃	〃	〃	大志戸支線	0.1	44		
〃	〃	〃	〃	大志戸	0.2	413		
〃	〃	〃	〃	雨沢	0.1	98		
〃	〃	〃	〃	小路	0.1	202		
〃	〃	〃	〃	八久保	0.8	58		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	甲州市	棚小屋	0.1	276		
〃	〃	〃	〃	古部土地	0.1	118		
〃	〃	〃	〃	徳波	0.1	91		
〃	〃	〃	〃	滑沢	0.2	256		
〃	〃	〃	〃	松田	0.2	240		
〃	〃	〃	〃	菖蒲沢	0.1	139		
〃	〃	〃	〃	高芝	0.3	406	○	
〃	〃	〃	〃	砥山	0.2	217	○	
〃	〃	〃	〃	一之瀬	0.2	1,878		
〃	〃	林業専用道	〃	日川1号支線	0.5	113	○	
〃	〃	〃	〃	嵯峨塩深沢1号支線	0.5	150	○	
〃	〃	〃	〃	砥山1号支線	0.5	160	○	
小計				29	6.9			
拡張(改良)合計				209	66.5			

### ③ 舗装

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲府市	塔岩	1.2	418		
〃	〃	〃	〃	奥仙丈	1.0	597		
〃	〃	〃	〃	御岳	1.5	4,581		
〃	〃	〃	〃	高成	0.8	460		
〃	〃	〃	〃	竹日向	0.5	110		
〃	〃	〃	〃	草鹿沢	0.5	98		
〃	〃	〃	〃	深草	0.5	50		
小計				7	6.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	韮崎市	小武川	1.5	1,593	○	
〃	〃	〃	〃	鈴嵐	1.0	329		
〃	〃	〃	〃	荒倉山	0.5	309		
〃	〃	〃	〃	御座石	1.0	318		
〃	〃	〃	〃	柳平	1.0	72		
小計				5	5.0			
拡張(舗装)	自動車道	林道	南アルプス市	御庵沢小武川	4.0	3,655	○	
〃	〃	〃	〃	塩沢	2.0	168	○	
〃	〃	〃	〃	塩前第二	1.0	87		
〃	〃	〃	〃	南アルプス	1.0	13,691	○	
〃	〃	〃	〃	芦安	0.5	159		
〃	〃	〃	〃	櫛形山支線	1.0	253	○	
〃	〃	〃	〃	高室川	0.8	213		
〃	〃	〃	〃	城山	0.3	196		
小計				8	10.6			
拡張(舗装)	自動車道	林道	北杜市	茅ヶ岳	1.0	255		
〃	〃	〃	〃	金ヶ岳	3.0	651	○	
〃	〃	〃	〃	横尾山	2.0	1,205	○	
〃	〃	〃	〃	天王原	0.5	18		
〃	〃	〃	〃	前山大明神	1.0	1,136	○	
〃	〃	〃	〃	日向日影	0.5	185		

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	北杜市	檜山小森川	0.3	181		
〃	〃	〃	〃	小川山	0.5	624		
〃	〃	〃	〃	松平	0.3	346		
〃	〃	〃	〃	岩下	0.8	335		
〃	〃	〃	〃	つくえ	0.4	32		
〃	〃	〃	〃	旭山	0.5	102		
〃	〃	〃	〃	並木上	0.3	371		
〃	〃	〃	〃	川俣	0.5	726		
〃	〃	〃	〃	唐沢	0.5	152		
〃	〃	〃	〃	鳴石	0.3	66		
〃	〃	〃	〃	大鹿	0.3	148		
〃	〃	〃	〃	飛沢	0.4	58		
〃	〃	〃	〃	熊狩富士見	0.3	23		
〃	〃	〃	〃	西泉	0.3	62		
〃	〃	〃	〃	後森	0.3	45		
〃	〃	〃	〃	押出	0.2	37		
〃	〃	〃	〃	下 笹尾	0.3	37		
〃	〃	〃	〃	尾白川	0.3	1,581		
〃	〃	〃	〃	釜無山	0.8	790		
〃	〃	〃	〃	内山	0.5	182		
〃	〃	〃	〃	大目沢	0.5	46		
〃	〃	〃	〃	田沢	0.3	52		
〃	〃	〃	〃	前沢	0.3	225		
〃	〃	〃	〃	白須	0.3	72		
〃	〃	〃	〃	曲足	0.3	125		
〃	〃	〃	〃	横手	0.3	32		
〃	〃	〃	〃	大坊	0.2	35		
〃	〃	〃	〃	神宮	0.3	224		
〃	〃	〃	〃	田沢上	0.3	116		
〃	〃	〃	〃	流川	0.3	107		
〃	〃	〃	〃	石空川	0.5	544		
〃	〃	〃	〃	小林	0.2	24		
〃	〃	〃	〃	木綿沢	0.2	176		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.3	106		
〃	〃	〃	〃	武川中山	0.2	168		
〃	〃	〃	〃	軽井沢	0.2	18		
〃	〃	〃	〃	大平	0.3	138		
〃	〃	〃	〃	精進ヶ滝	0.2	1,217		
〃	〃	〃	〃	木賊平	2.5	161	○	
小計				45	23.8			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲斐市	大明神	1.5	272		
〃	〃	〃	〃	安寺沢	0.3	146		
〃	〃	〃	〃	打返	0.3	148		
〃	〃	〃	〃	漆戸	0.3	170		
〃	〃	〃	〃	菅口	0.2	302		
〃	〃	〃	〃	寺平千田	0.8	90		
小計				6	3.4			
拡張(舗装)	自動車道	林道	中央市	大鳥居	1.2	476		
小計				1	1.2			

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	山梨市	乾徳山	1.2	1,237		
〃	〃	〃	〃	鷄冠山	2.0	4,349		
〃	〃	〃	〃	一ツ木水ヶ森	0.8	118		
〃	〃	〃	〃	余沢	0.8	192		
〃	〃	〃	〃	黒金山	1.0	858		
〃	〃	〃	〃	東山中部	1.2	1,329		
〃	〃	〃	〃	塩平徳和	4.0	1,334	○	
〃	〃	〃	〃	花後	0.2	70		
〃	〃	〃	〃	赤芝	0.3	175		
〃	〃	〃	〃	一ツ木	0.2	334.0		
〃	〃	〃	〃	乙ヶ妻	0.2	62		
〃	〃	〃	〃	小倉山	0.3	215		
〃	〃	〃	〃	小檜山	0.4	130		
〃	〃	〃	〃	柄な代	0.3	40		
〃	〃	〃	〃	岩殿山	0.3	103		
〃	〃	〃	〃	境沢	0.3	80		
〃	〃	〃	〃	滝沢	0.3	52		
〃	〃	〃	〃	大沢	0.3	100		
〃	〃	〃	〃	滝返	0.3	47		
〃	〃	〃	〃	鳥屋沢	0.3	75		
〃	〃	〃	〃	雷	0.3	200		
〃	〃	〃	〃	徳和	0.3	200		
〃	〃	〃	〃	徳和下釜口	0.4	38		
小計				23	15.7			
拡張(舗装)	自動車道	林道	笛吹市	京戸岩崎山	0.3	860		
〃	〃	〃	〃	京戸	0.3	735		
〃	〃	〃	〃	大積寺	0.3	400		
〃	〃	〃	〃	崩山	0.2	156		
〃	〃	〃	〃	大窪鷲宿	1.2	720		
〃	〃	〃	〃	御坂山	0.3	279		
〃	〃	〃	〃	沢妻	0.5	481		
小計				7	3.1			
拡張(舗装)	自動車道	林道	甲州市	土室日川	0.3	1,813		
〃	〃	〃	〃	京戸岩崎山	0.8	860		
〃	〃	〃	〃	大藏沢大鹿	1.0	1,224		
〃	〃	〃	〃	竹森	3.0	365.0	○	
〃	〃	〃	〃	日川	0.4	696		
〃	〃	〃	〃	小屋敷	0.3	366		
〃	〃	〃	〃	砥山	1.0	217	○	
〃	〃	〃	〃	焼山沢真木	1.2	939		
〃	〃	〃	〃	大藤	0.2	196		
〃	〃	〃	〃	松田	0.3	240		
〃	〃	〃	〃	菖蒲沢	0.3	139		
〃	〃	〃	〃	上条平沢	0.3	115		
〃	〃	〃	〃	大滝	0.3	62		
〃	〃	〃	〃	棚小屋	0.5	276		
〃	〃	〃	〃	古部土地	0.3	118		
〃	〃	〃	〃	徳波	0.3	91		
〃	〃	〃	〃	高芝	0.4	247	○	
小計				17	10.9			
拡張(舗装)合計				119	79.7			

## 5 保安林整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積:ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年の計画面積	指定面積	備考
総数(実面積)	109,133	107,281		
水源涵養のための保安林	87,477	86,010	1,800	
災害防備のための保安林	21,104	21,003		
保健、風致の保存のための保安林	8,413	8,413		

#### ②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		管内	市町村				
指定	水源涵養	計		1,800	940		
		中北林務環境事務所	甲府市	219	114	水源涵養のため	
			韮崎市	195	101	〃	
			南アルプス市	120	62	〃	
			北杜市	481	250	〃	
			甲斐市	25	13	〃	
			中央市				
		嶺東林務環境事務所	小計	1,040	540		
			山梨市	318	167	水源涵養のため	
			笛吹市	157	83	〃	
			甲州市	285	150	〃	
			小計	760	400		

指定／解除	種類	森林の所在		面積 前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村			
指定	災害防備	計		278	140	
		中北林務環境事務所	甲府市	87	44	災害防備のため
			韮崎市	72	36	"
			南アルプス市	33	17	"
			北杜市	35	18	"
			甲斐市			
		峡東林務環境事務所	中央市	10	5	災害防備のため
			小計	237	120	
			山梨市	17	8	災害防備のため
			笛吹市	9	4	"
			甲州市	15	8	"
			小計	41	20	

指定／解除	種類	森林の所在		面積 前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村			
指定	保健風致の保存等	計		(1)	(1)	
		中北林務環境事務所	甲府市			
			韮崎市			
			南アルプス市			
			北杜市	(1)	(1)	保健風致の保存等のため
			甲斐市			
		峡東林務環境事務所	中央市			
			小計	(1)	(1)	
			山梨市			
			笛吹市			
			甲州市			
			小計	0	0	

注 括弧書きは重複を含んだ面積

指定／解除	種類	森林の所在		面積 前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村			
解除	水源 かん 涵養	計		289	154	
		中北林 務環境 事務所	甲府市	1	1	公共事業による解除
			韮崎市			
			南アルプス市	1	1	公共事業による解除
			北杜市	1	1	〃
			甲斐市			
		峡東林 務環境 事務所	中央市			
			小計	3	3	
			山梨市	1	1	公共事業による解除
			笛吹市			
			甲州市	285	150	公共事業による解除
			小計	286	151	

指定／解除	種類	森林の所在		面積 前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備考
		管内	市町村			
解除	災害 防備	計		3	3	
		中北林 務環境 事務所	甲府市			
			韮崎市			
			南アルプス市	2	2	公共事業による解除
			北杜市	1	1	〃
			甲斐市			
		峡東林 務環境 事務所	中央市			
			小計	3	3	
			山梨市			
			笛吹市			
			甲州市			
			小計	0	0	

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵養					
災害の防備			30,000	150,000	30,000
保健風致の			70,000	920,000	70,000

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

区分	市町村	森 林 の 所 在		治山事業施行地区数 前半5ヵ年の地区数	主な工種	備考		
		計画	区 域					
			民 有 林	県 有 林				
中北林務環境事務所	甲府市	前期	2,7,16,20,21,102,106,107	74,90,136	11	11	渓間工 山腹工 改良	
		後期	1,23,101,103,104,105,113,414	81,82,88,89,90,91,93,94,95,136	18			
	韮崎市	前期	14,15,18,21,22,38	402,410,411,419,420	11	11	渓間工 山腹工 改良	
		後期	3,7,10,17,20,34,40	403,404,407,412,418	12			
	南アルプス市	前期	43,45,102,104,105	35,36,40,41,56,64,65	12	12	渓間工 山腹工 改良	
		後期	1,48,55,317,318,319	33,34,42,46,47,59,60	13			
	北杜市	前期	222,514,549,564,565,566	425,432,461,484,554,558,568	13	13	渓間工 山腹工 改良	
		後期	253,254,257,518,533,549,550	456,458,482,500,539,559,560,566,567,576	17			
	甲斐市	前期	14	71,72	3	3	渓間工 山腹工 改良	
		後期	13,16	73	3			
嶺東林務環境事務所	中央市	前期	3,4,5		3	3	渓間工 山腹工 改良	
		後期	6	137	2			
	山梨市	前期	114,124,131,132,251,265	8,14,18,38,44,46,47	13	13	渓間工 山腹工 改良	
		後期	3,10,109,110,111,113,123,209,219,247,267	10,11,12-II,13,15,17,19,20,21,22,26,28,30,31,36,40	27			
	笛吹市	前期	203,302,306,318,320,321,610	111,113,115,121,122,127,131	14	14	渓間工 山腹工 改良	
		後期	131,132,139,209,304,317,319,322,326,611,614	109,110,112,114,116,117,118,119,120,123,124,125-I,126,128,129,130	27			
	甲州市	前期	14,204,206,317	65,70,95,98,101,102	10	10	渓間工 山腹工 改良	
		後期	19,20,97,98,99,100,103,105,105,106,203,205,210,305	63,67,68,69,72,76,79,87,89,93,104	24			
計		前期	46	44	90	90		
計		後期	66	77	143			
計			112	121				

注)・地区数については、保安林整備、保全施設の林班数を区分せず一括して計上

(保全施設については、計画期間中に一部概成以上になる林班のみを計上)

### 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

#### (1) 保安林の施業方法

森林法第33条の規定による指定施業要件に基づいて行うものとするが、保安林内において立木竹の伐採等を行う場合には、森林法第34条により知事の許可（森林法第34条の2第1項に規定する択伐の場合または同法第34条の3第1項に規定する間伐の場合にあっては、あらかじめ知事に伐採立木材積・伐採方法または間伐材積・間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐または間伐の届出書の提出）が必要である。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められているが、その主なものは次のとおりである。

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水源かん養保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、または流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とする。(その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。)</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることがで きる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆 伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限 度は20ha以内で、当該保安林の指定施業要件に 定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限 度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限 度は、原則として注3によ るが当該保安林の指定 施業要件に定められた範 囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採 跡地につき的確な更新を 図るために必要なものとし て注4により算出される植 栽本数以上の割合で均 等に分布するように植栽 するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を 含む伐採年度の翌伐採 年度の初日から起算して 2年以内に植栽するもの とする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽する ものとするが、指定施業 要件で定めのないものに ついてはこの限りでない。</p>

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
土砂流出防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。 また、地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種の指定はない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
防風林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。 但し、林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のものをいうものとする。)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるもの(林帯についてその幅がおおむね10m未満のものをいうものとする。)にあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のもとのする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることがで きる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆 伐面積の範囲内とする。</p> <p>2) 皆伐による伐採は、原則として、その保安林 のうちその立木の全部ま たは相当部分がおおむ ね標準伐期齢以上である 部分が幅20m以上にわた り帶状に残存することとな るようにする。</p> <p>3) 択伐により伐採するこ とができる立木材積の限 度は注2による。</p> <p>4) 間伐により伐採するこ とができる立木材積の限 度は原則として注3による が、該当保安林の指定施 業要件に定められた範囲 内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗をおおむね1ha当たり伐採 跡地につき的確な更新を 図るために必要なものとし て、注4により算出される 植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとす る。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採 年度の初日から起算して 2年以内に植栽するものとす る。</p> <p>3) 指定樹種を植栽する ものとするが、指定施業 要件で定めのないものに ついてはこの限りでない。</p>
防火保安林	1) 原則として伐採を禁止する。		

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
水害防備保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	
風致保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、風致の保存のため特に必要があると認められる森林あつては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
保健保安林	<p>1) 原則として択伐とする。 但し、伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。また、地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設または眺望点からの視界外にあるものにあっては伐採種の指定はしない。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度ごとに公表された皆伐面積の範囲内であり、1箇所当たりの面積の限度は10ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>3) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は原則として注3によるが、当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>
落石防止保安林	<p>1) 原則として禁伐とする。 但し、緩傾斜地の森林その他落石による被害を生ずるおそれが比較的小ないと認められる森林にあっては、択伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 択伐により伐採することができる立木材積の限度は、注2による。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	

種類	伐採方法	伐採の限度	更新方法
干害防備保安林	<p>1) 原則として伐採種の指定はしない。但し、林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐とする。また、その程度が特に著しいと認められるものにあっては禁伐とする。</p> <p>2) 主伐は原則として標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3) 間伐により伐採できる箇所は、注1による。</p>	<p>1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、伐採年度毎に公表された皆伐面積の範囲内であり一箇所当たりの面積の限度は2ha以内で、当該保安林の指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>2) 間伐により伐採することができる立木材積の限度は、原則として注3によるが当該保安林の指定施業要件に定められた範囲内とする。</p>	<p>1) 満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして注4により算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年内に植栽するものとする。</p> <p>3) 指定樹種を植栽するものとするが、指定施業要件で定めのないものについてはこの限りでない。</p>

注) 1 伐採をすることができる箇所は、原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であること。なお、伐採方法が禁伐の森林にあっては、原則として間伐も行わないものとする。

2 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に次により算出される択伐率※を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

#### ※択伐率

(1) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。

(2) 伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林についての択伐率は、前項(1)の規定にかかわらず、同項本文の規定により算出された率または<附録式>により算出された率のいずれか小さい率と

する。ただしその率が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。

<附録式>

$$V_o - V_s \times (7/10)$$

$$\frac{V_o}{V_s}$$

$V_o$ :当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

$V_s$ :当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- 3 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
- 4 植栽本数は、おおむね 1ha 当たり樹種ごとに次の算式により算出された本数以上とする。ただし、3,000 本を超えるときは、3,000 本とする。  
基準となる植栽本数 =  $3,000 \times (5/V)^{2/3}$   
 $V$ :当該森林において、植栽する樹種ごとに、同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される 1ha 当たりの当該単層林の立木の材積を標準伐期齢で除して得た数値。原則として当該森林の森林簿又は森林調査簿に示されている植栽する樹種に係る地位級をもって表す。  
前記算式に基づき試算した植栽本数を地位級ごとに示せば以下のようになる。

$V$	5	6	7	8	9	10	11	12
$(5/V)^{2/3}$	1.000	0.886	0.800	0.732	0.676	0.630	0.592	0.558
植栽本数	3,000	2,700	2,400	2,200	2,100	1,900	1,800	1,700
$V$	13	14	15	16	17	18	19	20
$(5/V)^{2/3}$	0.529	0.504	0.481	0.461	0.443	0.426	0.411	0.397
植栽本数	1,600	1,600	1,500	1,400	1,400	1,300	1,300	1,200

また、択伐を実施した場合は、上記の本数に択伐率を乗じて算出した本数以上とする。

- 5 標準伐期齢は市町村森林整備計画で定める標準伐期齢による。

## (2) 保安施設地区の施業方法

原則として禁伐とする。但し、森林法第 44 条で定められた場合を除く。

### (3) 自然公園内の施業方法

#### ア 国立・国定公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然公園法第20条第3項及び第21条第3項の規定により国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては知事の許可が必要である。

特別地域区分	森 林 施 業 方 法
特 别 保 護 地 区	<p>禁伐とする。</p> <p>但し、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災、風致の維持、その他森林の管理として行われるもの、または測量のため行われるものは、この限りでない。</p>
第一種 特 别 地 区	<p>1) 第一種特別地域の森林は、禁伐とする。</p> <p>但し、風致維持に支障のない場合に限り、単木抲伐法を行うことができる。</p> <p>2) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>3) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算定した抲伐率は、当該区分の現在蓄積の10%以下とする。</p>
第二種 特 别 地 区	<p>1) 第二種特別地域の森林の施業は抲伐法によるものとする。</p> <p>但し、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>2) 公園計画に基づく公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、薪炭林を除く。)は原則として単木抲伐法によるものとする。</p> <p>3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4) 当該伐採が行われる森林の最少区分ごとに算出した抲伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以下とし、薪炭林においては現在蓄積の60%以下とする。(ただし、この場合においても、市町村森林整備計画に定める抲伐率以下となるようにすること。)</p> <p>5) 皆伐法による場合、上記3)の規定による他、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>① 一伐区の面積は2ha以内とする。</p> <p>但し、樹冠疎密度が10分の3より多く保残木を残す場合または公園事業に係る施設(車道、歩道等)、集団施設地区、単独施設等</p>

	の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 ② 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならないものとする。
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施するものとする

#### イ 県立自然公園区域内の施業方法

特別地域内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県立自然公園条例第20条第4項の規定により知事の許可が必要である。

森林施業の方法は、国立・国定公園区域に準じて実施するものとする。

#### (4) 砂防指定地の施業方法

砂防指定地内において立木竹の伐採、竹木、土石等の滑下または地引きによる運搬等を行う場合には、砂防法第4条及び山梨県砂防指定地管理条例第2条により、知事の許可が必要である。ただし、山梨県砂防指定地管理条例施行規則第2条により、面積が千平方メートル未満の区域における竹木の間伐または択伐及び当該竹木の運搬については、知事の許可を要しない軽易な行為となる。

砂防指定地内の森林についての施業の基準及び立木竹の伐採等の許可の基準は、次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	<p>1) 砂防指定地における立木竹の伐採は原則として択伐によるものとする。但し、河川・砂防及び治山施設の保全上悪影響を及ぼす恐れのある森林、その他伐採すれば著しく土砂の流出する恐れがあると認められる森林にあっては禁伐とする。なお、溪流に沿った両岸20m幅以内の区域及び溪流両岸付近の伐採により崩壊の恐れのある地域以外で、地盤が比較的安定していて、著しく土砂の流出する恐れのない森林にあっては、伐採種は指定しない。</p> <p>2) 土砂災害等を助長する皆伐は原則禁止とするが、やむを得ず皆伐による伐採を行う場合は、上記の伐採種を指定しない地域内の森林で、一箇所の皆伐面積が10haを超えない範囲とする。但し、伐採後は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。また、伐区は計画的に分散させるものとし、更新完了後でなければ接続して伐区を設定できないものとする。</p> <p>3) 伐根は原則禁止とする。やむを得ず伐根を行う場合は土砂が流出しないよう必要な対策を講じるものとする。</p>
伐採の限度 及び更新方法	森林法の定める保安林の指定施業要件の基準を準用する。

## (5) 急傾斜地崩壊危険区域の施業方法

急傾斜地崩壊危険区域内において立木竹の伐採等を行う場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条により知事の許可が必要である。所有者等は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

## (6) 鳥獣保護区特別保護地区の施業方法

鳥獣保護区の特別保護地区内において立木竹の伐採、その他鳥獣の保護繁殖上支障となるような行為については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項により環境大臣または、知事の許可が必要である。

なお、森林の施業方法は次のとおりとする。

施業区分	森 林 施 業 方 法
伐採の方法	原則として伐採種の指定はしない。 但し、伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または、安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とする。 また、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。
伐採の限度	単木択伐、立木竹の本数において20パーセント以下の間伐とする。

## (7) 史跡名勝天然記念物に指定された区域の施業方法

史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化財保護法第125条並びに山梨県文化財保護条例第35条により文化庁長官または県教育委員会の許可が必要である。

## (8) 埋蔵文化財包蔵地での施業方法

周知の埋蔵文化財包蔵地において、埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削等の行為を行う場合には、文化財保護法第93条又は第94条に基づく届出が必要である。

## (9) 母樹または母樹林に指定された森林の施業方法

特別母樹または特別母樹林は原則として禁伐である。

但し、林業種苗法第7条第1項により、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。

## (10) 風致地区に指定された森林の施業方法

風致地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、山梨県風致地区条例により知事の許可が必要である。

なお、当該条例により、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないものについて、許可するものとする。

ア 建築物、その他の工作物の新築、改築、増築または移転及び宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更を行う為に必要な最小限度の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（都市の風致の維持上特に枢要な森林で、あらかじめ知事が指定した箇所を除く。）で、伐採区域の面積が1ha以下のもの。

## (11) 自然環境保全地区等の施業方法

ア 自然保存地区

自然保存地区の特別地区内において立木竹の伐採等を行う場合には、自然環境保全法第46条及び山梨県自然環境保全条例第13条第3項により知事の許可が必要である。

特別地区内での伐採は、伐採方法及び規模が伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものについて許可するものとする。

イ 景観保存地区

景観保存地区内において立木竹の伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。また同条例第23条により規則で定める基準を超える伐採を行う場合には「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第11条）で定める基準〉

a 単木抾伐の場合：現在蓄積に対する抾伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

#### ウ 歴史景観保全地区

歴史景観保全地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木抾伐の場合：現在蓄積に対する抾伐率 10%

b その他の場合：伐採対象面積 300 m<sup>2</sup>

#### エ 自然活用地区

自然活用地区内において規則で定める基準を超える伐採を行う場合には、山梨県自然環境保全条例第16条第1項により知事に届出が必要であり、また同条例第23条により「自然環境保全協定」の締結が必要である。

〈山梨県自然環境保全条例施行規則（第8条・第11条）で定める基準〉

a 単木抾伐の場合：現在蓄積に対する抾伐率 20%

b その他の場合：伐採対象面積 2,500 m<sup>2</sup>

#### エ 自然記念物

自然記念物の現状を変更することとなる行為をしようとする場合には、山梨県自然環境保全条例第15条第1項により知事に届出が必要である。

### (12) ユネスコエコパーク区域の施業方法

各種法令等を遵守した森林施業を実施するとともに、森林生産活動との調和を図りながら、生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生がなされるよう、十分配慮した森林整備を推進することが必要である。